

石川県包括外部監査報告書

平成 24 年 3 月

石川県包括外部監査人

山 本 博

農林水産行政に関する財務事務の執行及び 事業の管理について

目 次

第1章	包括外部監査の概要	
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	監査の対象	1
5.	監査の方法及び手続	2
6.	監査の対象期間	2
7.	監査の実施期間	2
8.	包括外部監査人及び監査補助者	3
9.	利害関係	3
10.	その他	3
第2章	監査の視点	4
第3章	農林水産行政に関する補助金等	
I	概要	
1.	石川県の農林水産行政	5
2.	国及び石川県の農林水産業の現況	
(1)	国の農林水産業関連予算推移及び平成22年度重点施策	6
(2)	石川県の農林水産部予算推移及び平成22年度の基本方針	8
(3)	全国の農業産出額の年度別推移	10

(4)	石川県の農業産出額の年度別推移	11
(5)	北陸3県との比較	12
(6)	販売農家数の推移	13
(7)	農業就業人口平均年齢	14
(8)	集落営農の耕地面積カバー率	15
(9)	田の整備状況	17
(10)	耕地利用率の状況	18
(11)	農家1戸当たり農業総産出額等の農業関係データ	19
(12)	農業経営規模拡大の取組み	21
(13)	林業産出額年次推移	22
(14)	森林面積の現況	23
(15)	森林所有形態別現況	24
(16)	海面漁業養殖業生産額推移	25
(17)	漁業経営体数の推移及び内訳	26
3.	農林水産行政の監査対象事業	27

II 監査結果

1.	農業政策課	34
2.	経営対策課	46
3.	農業基盤課	50
4.	森林管理課	51
5.	石川県農業総合研究センター	61
6.	石川県南部家畜保健衛生所	66
7.	石川県水産総合センター	68

第4章 農林水産行政に関する出資団体（概要及び監査結果）

1. 社団法人 石川県農業開発公社…………… 70
2. 財団法人 石川県林業公社…………… 90
3. 財団法人 いしかわ農業人材機構……………110
4. 社団法人 石川県金沢食肉公社……………113

第5章 補助対象団体（概要及び監査結果）

1. 河北潟干拓土地改良区……………118

- 参考 指摘事項及び意見の一覧……………125

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

3. 特定の事件を選定した理由

平成22年度は我が国の農林水産業は大きな自然災害に多く見舞われた年となった。中でも平成23年3月11日の東日本大震災は未曾有の規模の災害となり、農林水産業に甚大な影響を及ぼした。また口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の発生により、畜産業は大きな影響を被った。

改めて言うまでもなく、我が国の農林水産業を取り巻く環境は誠に厳しいと言わざるを得ないが、食糧の自給や自然環境の精神的滋養価値など国民生活にとり、かけがえのない産業であり、これを維持し発展させていくことは大変重要である。

このような中で、石川県の農林水産行政が県民生活を守るため、予算執行において、適正かつ効率的に行われているかどうかは県民の深く関心を寄せるところであると考え、本事件を選定することとした。

4. 監査の対象

(1) 農林水産行政に関する補助金、委託料、貸付金、直接執行事業（以下、補助金等という。）

(2) 農林水産行政に関する出資団体

- ① 社団法人 石川県農業開発公社
- ② 財団法人 石川県林業公社
- ③ 財団法人 いしかわ農業人材機構
- ④ 社団法人 石川県青果物価格安定資金協会
- ⑤ 社団法人 石川県金沢食肉公社

監査の結果、特に問題となる事項がみられなかった④については監査結果の記載を省略した。

(3) 補助対象団体

当該団体の監査ではなく(1)の補助金等の監査の追加手続のため選択した。

- ① 石川県森林組合連合会
- ② 石川県土地改良事業団体連合会
- ③ 河北潟干拓土地改良区

監査の結果、特に問題となる事項がみられなかった①、②については監査結果の記載を省略した。

5. 監査の方法及び手続

(1) 監査の方法

農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理が、関係法令及び内部規則に従って適正に実施されているかどうか、また、経済的かつ有効的、効率的に実施されているかどうかについて主眼を置き、関係帳簿書類の閲覧、分析及び質問等により必要と認める監査手続を実施した。

(2) 主な監査手続

- ① 農林水産行政に関する補助金等、農林水産行政に関する出資団体及び補助対象団体について、概要の聴取及び質問書に対する回答の内容分析
- ② 農林水産行政に関する補助金等、農林水産行政に関する出資団体及び補助対象団体について、関係帳簿及び書類の閲覧・照合等
- ③ その他必要と認めた監査手続

6. 監査の対象期間

平成22年度、ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

7. 監査の実施期間

平成23年7月7日から平成24年3月8日

8. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公認会計士	山本 博
補 助 者	公認会計士	塚崎俊博
	公認会計士	西村一伸
	公認会計士	蔵島大造
	税 理 士	玉井宏幸
	税 理 士	宮川知生

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. その他

(1) 語句の説明

「指摘事項」・・・一連の事務手続き等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項について記載している。

「意見」・・・一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化等に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項について記載している。

(2) 計算数値

本報告書の各表に表示されている数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

第2章 監査の視点

監査は、農林水産行政に関する補助金等、農林水産行政に関する出資団体及び補助対象団体を監査対象として実施した。

農林水産行政に関する補助金等では、事業目的・事業内容等のほか、事業の成果・費用対効果及び今後の見直し等の状況について資料を提出してもらい監査を行った。監査の視点としては、補助金の実績報告の適切性と補助事業の効果測定の観点から監査を行っている。

農林水産行政に関する出資団体及び補助対象団体では、県の出資する団体の決算のストック（財政状態）重視の観点から監査を行った。

第3章 農林水産行政に関する補助金等

I 概要

1. 石川県の農林水産行政

農林水産業や農山漁村は、食料・木材を安定供給する機能だけでなく、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成などの公益的機能の発揮を通じて私たちの暮らしに重要な役割を果たしている。しかし、輸入品との競合や産地間競争の激化、担い手の減少・高齢化、過疎化・混住化の進行による集落機能の低下など、農林水産業や農山漁村を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、平成 22 年度においても、引き続き、こうした状況に的確に対応しながら、平成 19 年 3 月に策定の「石川県新長期構想」において目指す「魅力ある産業としての農林水産業づくり」に取り組むこととしており、次の重点施策を行っている。

- ① 次世代に向けた安定的な担い手を確保する。
- ② 消費者ニーズに応える戦略的な生産と流通を確立する。
- ③ 生産から加工、流通までが一体となった林業・木材産業を育成する。
- ④ 水産資源の回復と流通の効率化により水産業を再生する。
- ⑤ 農林水産業・農山漁村の多面的な機能を保全・発揮させる。

具体的には、農業については、「いしかわの食と農業・農村ビジョン」に基づき、「家庭・学校・地域社会を挙げての食育の推進」を図る。「次世代に向けた魅力ある産業としての農業の再生」さらには、「県民の理解と参加を得た農村地域の継承・活性化」に取り組むこととする。

林業については、「21 世紀いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン」に基づき、総合的な間伐対策の推進や、県産材の利用拡大などの諸施策を展開し、「県民の幅広い支援による多様な森林整備の推進」と「夢の持てる林業・木材産業の確立」を目指すこととしている。

水産業については、「石川県新水産振興ビジョン 2007」に基づき、「漁業者が一丸となった魅力ある水産業の再生」の基本方針のもと、「水産資源の回復と維持」、「機能的な流通システムの確立」及び「魅力ある漁業経営の確立」を柱とした諸施策を展開することとしている。

（「平成 22 年度農林水産行政主要施策の概要－石川県農林水産部」及び「石川県新長期構想」より引用）

2. 国及び石川県の農林水産業の現況

(1) 国の農林水産業関連予算推移及び平成 22 年度重点施策

国の予算推移

(単位：億円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般会計予算 総額	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480	922,992
農林水産業関 係	29,362	27,783	26,927	26,370	25,605	24,517
構成比	3.6%	3.5%	3.2%	3.2%	2.9%	2.7%
<内訳>						
公共事業費	12,814	12,090	11,397	11,074	9,952	6,563
一般事業費	6,992	6,814	6,975	6,714	6,993	6,342
食料安定供給 関係費	9,556	8,878	8,555	8,582	8,659	11,612
構成比						
公共事業費	43.6%	43.5%	42.3%	42.0%	38.9%	26.8%
一般事業費	23.8%	24.5%	25.9%	25.5%	27.3%	25.9%
食料安定供給 関係費	32.5%	32.0%	31.8%	32.5%	33.8%	47.4%

(出典：「食料・農業・農村の動向」(農業白書))

国の農林水産業関係予算は減少傾向にあり、平成 22 年度の金額は平成 17 年度比で 4,845 億円 (16.5%) の減少となっている。一般会計予算総額は増加しているため、農林水産業関係予算の予算総額に占める割合は平成 17 年度の 3.6% から平成 22 年度の 2.7% と 0.9 ポイント減少した。

農林水産業関係予算の内訳では、公共事業費の金額及び構成比の減少が顕著で、平成 17 年度比で、金額では 6,251 億円 (48.8%) の減少、構成比では 16.8 ポイントの減少となっている。他方、食料安定供給関係費の金額及び構成比の増加が顕著で、平成 17 年度比で、金額では 2,056 億円 (21.5%) の増加、構成比では 14.9 ポイントの増加となっている。

<平成 22 年度食料・農業・農村施策>

- ① 食料自給率向上に向けた施策
- ② 食料の安定供給の確保に関する施策
- ③ 農業の持続的な発展に関する施策
- ④ 農村の振興に関する施策
- ⑤ 食料・農業・農村に横断的に関係する施策
- ⑥ 団体の再編整備等に関する施策
- ⑦ 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

<平成 22 年度森林及び林業施策>

- ① 森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全
- ② 林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化
- ③ 林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上
- ④ 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及
- ⑤ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進
- ⑥ 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組みの推進

<平成 22 年度水産施策>

- ① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進
- ② 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立
- ③ 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開
- ④ 水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及
- ⑤ 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮
- ⑥ 水産関係団体の再編整備
- ⑦ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

(2) 石川県の農林水産部予算推移及び平成 22 年度の基本方針

石川県の予算推移

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般会計予算 総額	526,132	495,927	513,545	512,919	502,395	475,563
農林水産部計	46,344	36,887	39,728	36,132	34,474	28,340
構成比	8.8%	7.4%	7.7%	7.0%	6.9%	6.0%
<内訳>						
農業費	5,562	5,018	5,027	4,803	5,106	5,151
畜産業費	1,831	1,834	1,828	1,806	1,735	1,915
農地費	20,354	14,972	16,019	12,664	11,723	6,662
林業費	13,262	10,595	12,722	12,447	12,302	11,416
水産業費	3,920	2,901	2,566	2,374	2,124	1,968
災害復旧費	1,412	1,563	1,563	2,037	1,480	1,226
構成比						
農業費	12.0%	13.6%	12.7%	13.3%	14.8%	18.2%
畜産業費	4.0%	5.0%	4.6%	5.0%	5.0%	6.8%
農地費	43.9%	40.6%	40.3%	35.0%	34.0%	23.5%
林業費	28.6%	28.7%	32.0%	34.4%	35.7%	40.3%
水産業費	8.5%	7.9%	6.5%	6.6%	6.2%	6.9%
災害復旧費	3.0%	4.2%	3.9%	5.6%	4.3%	4.3%

(出典：「農林水産行政主要施策の概要」)

※平成 18 年度及び平成 22 年度当初予算は知事選のため準通年型

石川県の一般会計（当初予算）は、平成 17 年度以降多少の増減はあるが、ほぼ横這い傾向にある。

農林水産部一般会計予算は減少傾向にあり、平成 22 年度の金額は平成 17 年度比で 18,004 百万円（38.8%）の減少となっている。その結果、一般会計全体に占める割合は平成 17 年度の 8.8%から平成 22 年度の 6.0%と 2.8 ポイント減少した。

農林水産部一般会計予算内の内訳では、農地費の金額及び構成比の減少が顕著で、平成 17 年度比で、金額では 13,692 百万円（67.2%）の減少、構成比では 20.4 ポイントの減少となっている。他方、林業費については金額に大きな増

減はないが、農林水産部一般会計予算に占める割合は平成 17 年度の 28.6%から平成 22 年度の 40.3%と 11.7 ポイント増加した。

<農業の基本方針>

- ① 幅広い食育・地産地消の推進
- ② 消費者ニーズに応える戦略的な生産と流通
- ③ 次世代に向けた安定的な担い手の確保
- ④ 環境創造型産業への転換
- ⑤ 農村が持つ多面的な機能の保全・発揮

<林業の基本方針>

- ① 多面的機能の持続的な発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全
- ② 生産から加工、流通までが一体となった林業・木材産業の育成
- ③ 森林・林業の担い手の育成と里山の維持

<水産業の基本方針>

- ① 水産資源の回復と維持
- ② 機能的な流通システムの確立
- ③ 魅力ある漁業経営の確立

(3) 全国の農業産出額の年度別推移

(単位：億円)

全国	農業産出額		主要種別							
	金額	平成 元年 比	米		野菜		果実		畜産	
			金額	構成 比	金額	構成 比	金額	構成 比	金額	構成 比
平成 元年度	110,526	100	32,266	29.2%	23,218	21.0%	9,435	8.5%	30,549	27.6%
平成 10年度	99,264	90	25,148	25.3%	25,953	26.1%	9,037	9.1%	24,684	24.9%
平成 17年度	85,119	77	19,469	22.9%	20,327	23.9%	7,274	8.5%	25,057	29.4%
平成 18年度	83,322	75	18,147	21.8%	20,508	24.6%	7,727	9.3%	24,525	29.4%
平成 19年度	82,585	75	17,903	21.7%	20,893	25.3%	7,557	9.2%	24,787	30.0%
平成 20年度	84,662	77	19,014	22.5%	21,105	24.9%	7,410	8.8%	25,852	30.5%
平成 21年度	80,491	73	17,950	22.3%	20,331	25.3%	6,751	8.4%	25,096	31.2%

(出典：農林水産省「生産農業所得統計」)

全国の農業産出額は、減少傾向にあり、平成 21 年度の農業産出額は平成元年度比で 73 にまで低下している。すべての主要種別で減少傾向にあるが、米の減少が顕著で、平成元年度の米の構成比が 29.2%から平成 21 年度には 22.3%にまで低下している。その結果、産出額の順位が大きく変動し、平成 21 年度の産出額は畜産が第 1 位、野菜が第 2 位となっている。

(4) 石川県の農業産出額の年度別推移

(単位：億円)

石川県	農業産出額		主要種別							
	金額	平成 元年度 比	米		野菜		果実		畜産	
			金額	構成 比	金額	構成 比	金額	構成 比	金額	構成 比
平成 元年度	997	100	554	55.6%	134	13.4%	34	3.4%	187	18.8%
平成 10年度	735	74	400	54.4%	123	16.7%	24	3.3%	125	17.0%
平成 17年度	606	61	342	56.4%	90	14.9%	20	3.3%	105	17.5%
平成 18年度	590	59	331	56.1%	90	15.3%	22	3.7%	98	16.6%
平成 19年度	557	56	299	53.7%	91	16.3%	22	3.9%	102	18.3%
平成 20年度	583	58	320	54.9%	93	16.0%	21	3.6%	107	18.4%
平成 21年度	532	53	292	54.9%	86	16.2%	20	3.8%	95	17.9%

(出典：農林水産省「生産農業所得統計」)

石川県の農業産出額は減少傾向にあり、平成 21 年度の農業産出額は平成元年度比の金額で 46.6%減少している。全国の平成元年度比の減少率が 27.2%であり、石川県の減少幅が顕著となっている。

米の産出額が農業産出額の過半を占める状況に変化はないが、金額では大きく減少し、平成 21 年度の米産出額は平成元年度比の金額で 47.3%減少している。

野菜、果実及び畜産産出額の平成 21 年度の構成比は、それぞれ 16.2%、3.8%、17.9%で、それぞれの全国平均 25.3%、8.4%、31.2%よりかなり低い水準にある。

平成 21 年度の野菜産出額は平成元年度比の金額で 35.8%減少しているが、構成比は 2.8 ポイント増加している。

平成 21 年度の畜産産出額も平成元年度比の金額で 49.2%減少し、構成比は 0.9 ポイント減少している。

(5) 北陸3県との比較

(単位：億円)

富山県	農業産出額		主要種別							
	金額	平成元年比	米		野菜		果実		畜産	
			金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
平成元年度	1,132	100	777	68.6%	70	6.2%	21	1.9%	175	15.5%
平成10年度	841	74	614	73.0%	59	7.0%	20	2.4%	102	12.1%
平成17年度	758	67	556	73.4%	37	4.9%	16	2.1%	99	13.1%
平成18年度	726	64	533	73.4%	37	5.1%	15	2.1%	93	12.8%
平成19年度	624	55	443	71.0%	39	6.3%	18	2.9%	87	13.9%
平成20年度	673	59	485	72.1%	38	5.6%	17	2.5%	91	13.5%
平成21年度	642	57	455	70.9%	40	6.2%	17	2.6%	86	13.4%

(単位：億円)

福井県	農業産出額		主要種別							
	金額	平成元年比	米		野菜		果実		畜産	
			金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
平成元年度	789	100	555	70.3%	96	12.2%	15	1.9%	66	8.4%
平成10年度	627	79	429	68.4%	98	15.6%	16	2.6%	49	7.8%
平成17年度	513	65	356	69.4%	59	11.5%	11	2.1%	45	8.8%
平成18年度	496	63	338	68.1%	59	11.9%	11	2.2%	43	8.7%
平成19年度	448	57	301	67.2%	59	13.2%	11	2.5%	41	9.2%
平成20年度	465	59	317	68.2%	62	13.3%	10	2.2%	40	8.6%
平成21年度	439	56	290	66.1%	63	14.4%	10	2.3%	39	8.9%

(出典：農林水産省「生産農業所得統計」)

平成21年度の農業産出額は北陸3県いずれも全国より大きな落ち込みを示している。

石川県の農業産出額の米の構成比は全国平均より高いが、富山県及び福井県程高くない。

石川県の野菜、果実及び畜産の構成比は全国平均より低い水準にあるが、富山県及び福井県よりは高い水準にある。

(6) 販売農家数の推移

(単位：戸)

	平成 17 年	平成 22 年	増減率
全国	1,963,424	1,631,206	△16.9%
石川県	22,297	17,136	△23.1%
富山県	31,463	21,914	△30.3%
福井県	26,006	19,233	△26.0%

(出典：「2010 年世界農林業センサス」)

「農家」とは、経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯をいう。「農家」には、「販売農家」と「自給的農家」があり、「販売農家」とは、経営耕地面積が 30a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家をいう。「自給的農家」とは、「販売農家」以外の農家をいう。

農業生産の中核を担う販売農家の数は減少しており、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で、全国で 332 千戸 (16.9%) 減少している。

石川県の販売農家数は全国以上に減少しており、富山県及び福井県程ではないが、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で、5 千戸 (23.1%) 減少している。

(7) 農業就業人口平均年齢

(単位：歳)

	平成 17 年	平成 22 年	増減
全国	63.2	65.8	2.6
石川県	64.3	67.6	3.3
富山県	64.8	68.5	3.7
福井県	65.1	69.4	4.3

(出典：「2010 年世界農林業センサス」)

「農業就業人口」とは、自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者または農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者をいう。

農業生産の中核を担う農業就業者の平均年齢は上昇傾向にあり、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で、全国で 2.6 歳上昇している。

石川県の農業就業人口の平均年齢は全国以上に上昇しており、富山県及び福井県程ではないが、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で、3.3 歳上昇している。

(8) 集落営農の耕地面積カバー率

(単位：ha)

	耕地面積	集落営農の 耕地面積	カバー率
全国	4,609,000	367,641	8.0%
石川県	43,400	3,289	7.6%
富山県	59,500	16,677	28.0%
福井県	41,000	11,469	28.0%

(出典：平成 21 年集落営農実態調査)

※カバー率＝集落営農の経営耕地面積/耕地面積

「集落営農」とは、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいう。一般的に一定のまとまりのある団地的土地利用や機械の共同利用等による農業生産のみならず、農村生活での共同活動も含め、地縁的な関係を基調とする 1 ないし複数集落を基盤に農業生産力の一層の向上を期待し、兼業農家や高齢農家を含めた農家の協力の下に行う営農をいう。

集落営農については、効率的な生産体制の確立、農地の有効活用及び農村社会の活性化を目的に、国が積極的に支援している。

平成 21 年の集落営農実態調査では、全国の集落営農の耕地面積は 367 千 ha で全体の 8.0%を占めている。石川県の集落営農耕地面積カバー率は、全国と同程度の 7.6%となっている。富山県及び福井県の集落営農耕地面積カバー率は、全国を大きく上回る 28.0%となっている。

石川農林水産統計年報（平成 21～22 年 北陸農政局統計部編集）の I 集落営農の部を参照しても石川県の集落営農数統計が北陸三県では極端に少なく、福井県の 50%、富山県の 30%くらいである。

(平成 22 年 2 月 1 日現在) (単位：集落営農)

全国	13,577
石川県	258
富山県	757
福井県	519

石川県では、富山県・福井県に比べて、集落営農組織は少ないが、一規定規模

以上（5ha）の経営体の耕作面積は、福井県とほぼ同じであり（P21 参照）一定規模以上の耕作面積から集落営農の耕作面積を差し引くと、個人の大規模経営体や法人経営体に多くの農地が集積していると推察される。

今後は、個人の大規模経営体等がない集落や大規模経営体等に農地が集積されにくい集落で、集落営農の育成を進めていく必要があると考えられる。

(9) 田の整備状況

(単位：ha)

	田面積	30a 程度以上 区画整理済面積		排水良好面積	
		面積	割合	面積	割合
全国	2,506,000	1,550,000	62%	1,060,000	68%
石川県	36,300	20,000	55%	10,000	50%
富山県	57,100	47,000	82%	33,000	70%
福井県	37,200	33,000	89%	22,000	67%

(出典：平成 21 年 3 月北陸農政局調査)

※排水良好とは、地下水位が 70 cm 以深かつ湛水排除時間が 4 時間未満の田。

※排水良好の割合は、30a 程度以上区画整理済面積に対する排水良好面積の割合。

農地整備は、農業生産性の向上及び農業構造の改善を実現することにより、食料供給力の確保に重要な役割を果たすとともに、消費者余剰の増加により国民経済に貢献することを目的としている。また、農業外の役割として、土地利用の秩序化の機能を果たすとともに、水田整備による国土の保全・防災を通じ健全な水循環の形成も期待されている。これらの目的を達成するために、農地整備事業は国の政策として積極的に推進されてきている。

その結果、平成 21 年時点で、30a 程度以上区画整理されている田面積が全体の 62%、30a 程度以上区画整理されている田のうち排水良好面積が 68%を占めている。

石川県の区画整理済の割合及び排水良好面積の割合ともに、全国平均をそれぞれ 7 ポイント、18 ポイント下回り、富山県及び福井県と比較すると大きく下回る状況となっている。

(10) 耕地利用率の状況

	耕地利用率
全国	92.4%
石川県	83.2%
富山県	89.9%
福井県	100.0%

(出典：平成 22 年産北陸の作物統計)

農地面積が減少を続けているなかで国内食料供給力を維持向上させるためには、二毛作の推進、耕作放棄地の削減等による耕地利用率（＝作付延べ面積／耕地面積）の向上は重要である。国の「食料・農業・農村基本計画」では、耕地利用率を平成 32 年までに 108%に向上させる目標を定めている。

石川県の平成 21 年 7 月時点の耕地利用率は、全国平均を 9.2 ポイント下回り、福井県と比較すると大きく下回る状況となっている。

(11) 農家1戸当たり農業総産出額等の農業関係データ

(単位：万円、%)

	農家1戸当 り農業総産 出額	主業農家率	複合経営率	農業就業人 口に占める 70歳以上の 割合	耕作放棄地 率
全国	318	22.1	19.4	47.8	8.6
石川県	201	10.6	8.8	51.4	14.0
富山県	217	5.7	6.6	55.1	3.6
福井県	160	5.8	11.1	58.8	4.2

(出典：「2010年世界農林業センサス」、「平成21年度生産農業所得統計」)

<農家1戸当たり農業総産出額について>

「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯で、「販売農家」と「自給的農家」に区分される。「農家」1戸当たりの農業総産出額は、全国平均318万円に対して、石川県を含む北陸3県は低い水準にある。

<主業農家率について>

「主業農家」とは、「販売農家」のうち、農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。言い換えれば、「主業農家」とは、現在農業生産の中核を担い、かつ、今後とも農業生産を継続できる可能性の高い農家といえる。主業農家率(=主業農家数/販売農家数)の全国平均22.1%に対して、石川県を含む北陸3県は、半分以下であり、将来の農業生産の不安材料といえる。

<複合経営率について>

「農業経営体」とは、農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30a以上、②一定規模(路地野菜作付15a、果樹栽培10a等)以上、③農作業の受託を実施のいずれかに該当する者をいう。「複合経営の経営体」とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満の「農業経営体」をいう。単一品目に過度に依存しない複合経営志向が、農業経営の安定及び農業所得の向上を図るための有効な取組みと考えられている。

複合経営率(=「複合経営の経営体」数/「農業経営体」数)の全国平均19.4%に対して、石川県は半分以下である。

<耕作放棄地率について>

耕作放棄地は増加傾向にあり、全国で 39.6 万 ha、耕作放棄地率（＝耕作放棄地面積／耕地面積(田畑計)）にして 8.6%となっている。耕作放棄地の発生要因は、農業者の高齢化の進行、農作物価格の低迷、地域内に引き受け手がいない等様々である。

石川県の耕作放棄地率は、全国平均を 5.4 ポイント上回り、北陸 3 県では突出して高くなっている。

(12) 農業経営規模拡大の取組み

	規模別農業経営体数 (経営体)			規模別耕作面積 (ha)		
	総数	5ha 以上	割合	総面積	5ha 以上	割合
全国	1,679,084	101,730	6.1%	3,631,585	1,866,728	51.4%
石川県	17,669	1,414	8.0%	33,512	14,477	43.2%
富山県	22,906	1,119	4.9%	53,376	27,523	51.6%
福井県	20,086	877	4.4%	35,576	14,837	41.7%

(出典：「2010年世界農林業センサス」)

農業所得を増大させるためには、土地生産性(=付加価値/経営耕地面積)、労働生産性(=付加価値/農業労働時間)及び資本生産性(=付加価値/農業固定資産)を向上させる必要がある。一般的な傾向として、経営規模拡大に伴い、土地生産性は横這いしないし低減傾向にあるのに対して、労働生産性及び資本生産性については上昇する傾向にある。実際、平成21年の稲作農家の作付規模別の1戸当りの農業所得は、作付面積1ha未満で赤字、作付面積1~2ha未満で36万円、作付面積2~3ha未満で81万円、作付面積3~5ha未満で154万円、作付面積5~10ha未満で287万円、作付面積10~15ha未満で487万円、作付面積15ha以上で983万円と、規模が拡大するにつれ所得は増加している。

石川県の5ha以上の経営規模の経営体数割合及び耕作面積割合は、全国平均を上回っている。農業所得の増大及び農業経営の効率化には規模の拡大が有効な手段となっており、今後とも農業経営規模拡大の取組みが求められる。

(13) 林業産出額年次推移

(単位：千万円)

		平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	対平成 17年比
全国	林業産出額	41,677	43,193	44,142	44,487	41,222	98.9%
	木材生産	21,023	21,685	22,556	21,330	18,607	88.5%
	栽培きのこ	19,850	20,705	20,830	22,398	22,002	110.8%
	生産林業所得	24,560	24,859	24,637	24,161	21,930	89.3%
石川県	林業産出額	257	271	297	286	245	95.3%
	生産林業所得	130	137	151	135	86	66.2%
富山県	林業産出額	266	270	304	286	289	108.6%
	生産林業所得	125	133	148	139	135	108.0%
福井県	林業産出額	215	238	234	213	171	79.5%
	生産林業所得	122	138	129	101	75	61.5%

(出典：「生産林業所得統計報告書」)

※対平成17年比＝平成21年/平成17年

近年大きな増減はないが、全国の平成21年の林業産出額は4,122億円（前年比7.3%減少）となっている。このうち木材生産額の占める割合は45%、栽培きのこ類の割合は53%となっている。生産林業所得は木材販売収入の減少等により2,193億円（前年比9.2%減少）となっている。

石川県の平成21年の林業産出額は24.5億円（前年比14.3%減少）と全国平均より大きな落ち込みとなっている。生産林業所得も8.6億円（前年比36.2%減少）と大幅な落ち込みとなっている。

(14) 森林面積の現況

(単位：千 ha)

		総数	人工林	天然林	無立木地	竹林
全国	面積	25,097	10,347	13,383	1,208	159
	構成比	100.0%	41.2%	53.3%	4.8%	0.6%
石川県	面積	286	102	165	18	2
	構成比	100.0%	35.7%	57.7%	6.3%	0.7%
富山県	面積	284	53	170	61	1
	構成比	100.0%	18.7%	59.9%	21.5%	0.4%
福井県	面積	312	125	177	8	1
	構成比	100.0%	40.1%	56.7%	2.6%	0.3%

(出典：林野庁業務資料)

※平成 19 年 3 月末現在の数値

我が国の森林面積は、国土の 66.4% に当たる 25,097 千 ha で、その 41.2% を人工林が占めている。人工林の主な樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツで、これから資源として本格的に利用可能な段階となってきている。

石川県の森林面積は、県全体の 68.3% を占める 286 千 ha で、その 35.7% を人工林が占めている。

(15) 森林所有形態別現況

(単位：千 ha)

		総数	国有林	都道府県	市町村他	私有林他
全国	面積	25,097	7,686	1,188	1,642	14,535
	構成比	100.0%	30.6%	4.7%	6.5%	57.9%
石川県	面積	286	35	11	6	235
	構成比	100.0%	12.2%	3.8%	2.1%	82.1%

※全国データは、林野庁業務資料平成19年3月末現在の数値

※石川県データは、石川県調べ平成20年3月末現在の数値

我が国の森林所有形態は、30.6%が国有林、11.2%が公有林、残りの57.9%が私有林となっている。

石川県の森林所有形態の特徴として、国有林の割合が12.2%と低く、私有林の割合が高く82.1%となっている。

(16) 海面漁業養殖業生産額推移

(単位：億円)

		平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
全国	生産額	14,981	15,249	15,756	15,424	13,811
	前年比	—	101.8%	103.3%	97.9%	89.5%
	海面漁業	10,590	10,783	11,266	11,246	9,716
	養殖業	4,391	4,469	4,489	4,177	4,094
石川県	生産額	218	256	223	244	213
	前年比	—	117.4%	87.1%	109.4%	87.3%
	海面漁業	214	253	220	240	210
	養殖業	4	3	3	3	3
富山県	生産額	141	138	143	158	146
	前年比	—	97.9%	103.6%	110.5%	92.4%
	海面漁業	140	138	143	157	146
	養殖業	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7
福井県	生産額	81	90	93	92	79
	前年比	—	111.1%	103.3%	98.9%	85.9%
	海面漁業	75	86	88	87	76
	養殖業	5	4	5	4	3

(出典：「漁業・養殖業生産統計」)

我が国の海面における漁業及び養殖業の生産額は昭和57年をピークに減少傾向にあり、平成21年の生産額は海面漁業の落ち込みが大きく、13,811億円（前年比10.5%減少）となっている。

石川県も同様に海面漁業の落ち込みが大きく、平成21年の生産額は213億円（前年比12.7%減少）となっている。

(17) 漁業経営体数の推移及び内訳

経営体数年度別推移

(単位：経営体)

	昭和 58年	昭和 63年	平成 5年	平成 10年	平成 15年	平成 20年
全国	207,439	190,271	171,524	150,586	132,417	115,196
石川県	3,614	3,419	3,237	2,733	2,442	2,189
富山県	953	904	799	621	459	384
福井県	2,253	2,007	1,781	1,759	1,449	1,220

平成20年経営体内訳

(単位：経営体)

	総数	個人	会社	漁業協 同組合	漁業生 産組合	その他
全国	115,196	109,451	2,715	206	105	2,719
構成比	100.0%	95.0%	2.4%	0.2%	0.1%	2.4%
石川県	2,189	2,088	70	0	3	28
構成比	100.0%	95.4%	3.2%	0.0%	0.1%	1.3%

(出典：「漁業センサス」)

漁業経営体数は、長期間に亘って減少傾向にあり、平成20年には昭和58年の44%減の115,196にまで減少している。

石川県の漁業経営体数も、全国同様長期間に亘って減少傾向にあり、平成20年には昭和58年の39%減の2,189にまで減少している。

漁業経営体の平成20年の内訳は、全国及び石川県とも個人が大半を占め、それぞれ、95.0%、95.4%を占めている。

3. 農林水産行政の監査対象事業

農林水産行政の監査対象事業は、10,000千円以上の全件を抽出した。監査対象事業の一覧表は、次頁の通りである。同表には、監査結果記載ページを記載した。

監査の結果、特に問題となる事項が見られなかった事項については、監査結果の記載を省略している。

補助金

番号	課名	事業名	H22年度決算額(円)	交付先	監査結果 記載 ページ
1	農業政策課	農業会議費負担金	39,281,000	石川県農業会議	
2	農業政策課	農業委員会費補助金	32,741,000	七尾市ほか12市町	34
3	農業政策課	農業会議費補助金	13,470,000	石川県農業会議	
4	農業政策課	いしかわ農業人材機構運営費補助金	98,627,599	(財)いしかわ農業人材機構	
5	農業政策課	いしかわ耕稼塾運営事業費補助金	14,096,659	(財)いしかわ農業人材機構	
6	農業政策課	たくましい担い手経営育成事業費補助金	33,823,000	白山市ほか4市町	36
7	農業政策課	中山間地域等直接支払事業費補助金	436,329,334	金沢市ほか15市町	
8	農業政策課	石川の農林漁業まつり開催費補助金	11,550,000	石川の農林漁業まつり実行委員会	
9	農業政策課	農業開発公社事業促進費補助金	50,712,901	(社)石川県農業開発公社	39
10	農業政策課	農業近代化資金利子補給金	22,866,528	加賀農協ほか16組合委任代理人及び4団体	
11	農業政策課	新規就農施設整備支援事業費補助金	14,899,000	金沢市ほか2市町	
12	農業政策課	農業委員会費交付金	55,498,000	金沢市ほか18市町	
13	農業政策課	産地競争力強化事業費補助金	19,042,000	金沢市ほか7市町	41
14	農業政策課	家畜排せつ物処理施設整備事業費補助金	35,016,956	農事組合法人河北潟酪農組合	
15	農業政策課	河北潟環境保全対策事業費補助金	50,000,000	農事組合法人河北潟酪農組合	
16	農業政策課	担い手育成支援事業費補助金	10,157,500	石川県土地改良事業団体連合会	
17	農業政策課	土地改良負担金総合償還対策事業費補助金	143,799,000	河北郡干拓土地改良区	
18	農業政策課	中山間地域施設整備事業費補助金	18,459,786	白山市	
19	農業政策課	国営土地改良事業費負担金	1,052,382,300	北陸農政局	
20	生産流通課	新需給調整定着支援事業費補助金	17,720,000	石川県農業協同組合中央会ほか19市町	
21	生産流通課	青果物価格安定対策事業費補助金	25,163,208	(社)石川県青果物価格安定資金協会	
22	生産流通課	水田営農体制確立機械施設整備事業費補助金	585,364,000	小松市ほか2市	
23	生産流通課	農産物直売施設整備事業費補助金	41,279,000	金沢市	
24	生産流通課	馬事振興費補助金	13,230,000	(社)石川県馬事振興協会	
25	生産流通課	農業開発公社畜産事業促進費補助金	221,408,046	(社)石川県農業開発公社	

補助金

番号	課名	事業名	H22年度決算額(円)	交付先	監査結果 記載 ページ
26	生産流通課	石川県金沢食肉公社経営改善 対策費補助金	15,000,000	金沢市	
27	生産流通課	石川県金沢食肉流通センター 整備費補助金	17,404,000	金沢市	
28	経営対策課	農地保有合理化促進事業費 補助金	30,678,996	(社)石川県農業開発公社	
29	経営対策課	農地利用集積円滑化事業費 補助金	47,489,100	宝達志水町ほか9団体	
30	経営対策課	経営改善機械施設整備事業費 補助金	188,201,000	加賀市ほか10市町及び1団体	
31	経営対策課	地積調査費負担金	64,800,000	加賀市ほか6市町	46
32	経営対策課	経営改善機械施設整備事業費 補助金	82,500,000	石川県土地改良事業団体連合会	
33	経営対策課	土地改良施設維持管理適正化 事業費補助金	74,198,000	加賀三湖土地改良区ほか5団体	48
34	経営対策課	農業基盤整備促進事業費補助金	76,479,000	能美市ほか4市町及び4団体	
35	経営対策課	農地・水・環境保全向上共同 活動支援事業費補助金	104,692,990	いしかわ農地・水・環境協議会及び 17市町	
36	経営対策課	国営土地改良事業費負担金	1,534,313,854	北陸農政局	
37	経営対策課	農用地総合整備事業費負担金	235,892,564	(独)森林総合研究所	
38	農業基盤課	担い手育成土地利用調整推進 事業費補助金	14,830,000	宝達志水町ほか2市町 小松市農協ほか4団体	
39	農業基盤課	高生産性農業集積促進事業費 補助金	215,956,000	七尾市ほか5市町	
40	農業基盤課	農村総合整備事業費補助金	69,695,000	川北町、能登町	
41	農業基盤課	団体営水環境整備事業費 補助金	37,233,000	金沢市、能美市	
42	農業基盤課	中山間地域総合整備事業費 補助金	103,663,800	輪島市、津幡町	
43	農業基盤課	棚田保全整備事業費補助金	36,056,000	金沢市 輪島市土地改良区	
44	農業基盤課	県単土地改良事業費補助金	15,004,000	かほく市ほか4市町 珠洲市土地改良区ほか1団体	
45	農業基盤課	地すべり対策関連事業費 補助金	10,320,000	輪島市土地改良区	
46	農業安全課	鳥獣害防止対策事業費 補助金	34,497,140	加賀市イノシシ被害 対策協議会ほか9協議会	
47	森林管理課	森林整備地域活動支援事業費 補助金	138,450,509	輪島市ほか13市町	
48	森林管理課	施業推進費補助金	29,250,000	かが森林組合 能登森林組合	
49	森林管理課	木材加工流通施設等整備事業費 補助金	323,150,000	林ベニヤ産業(株) ほか6事業主体	
50	森林管理課	造林事業費補助金	858,908,639	かが森林組合ほか16団体	
51	森林管理課	松くい虫奨励防除事業費補助金	28,384,300	加賀市長ほか11市町	
52	森林管理課	森林整備活性化資金利子補給金	18,578,884	(財)石川県林業公社	

補助金

番号	課名	事業名	H22年度決算額(円)	交付先	監査結果 記載 ページ
53	森林管理課	いしかわ森林環境整備事業費補助金	551,570,250	能登森林組合ほか8社	
54	森林管理課	路網整備事業費補助金	681,624,000	林業公社ほか7団体	
55	森林管理課	間伐推進事業費補助金	342,854,000	(財)石川県林業公社ほか8団体	
56	森林管理課	海岸林等再生事業費補助金	73,330,175	小松市ほか13市町ほか6社	51
57	森林管理課	林道開設事業費補助金	106,775,000	白山市ほか3市町	
58	森林管理課	県単林道事業費補助金	16,807,000	金沢市ほか2市	
59	森林管理課	林道舗装事業費補助金	153,441,000	能美市ほか4市町	
60	森林管理課	林道改良事業費補助金	104,116,000	中能登町ほか5市町	
61	森林管理課	国直轄治山事業費負担金	56,101,000	林野庁	
62	森林管理課	林道災害復旧事業費補助金	49,862,000	七尾市ほか3市町	
63	水産課	漁業経営安定資金費補助金	11,048,918	石川県信用漁業協同組合連合会	
64	水産課	並型魚礁設置事業費補助金	23,100,000	珠洲市	
65	水産課	漁業共済事業強化特別対策費補助金	11,992,698	石川県漁業共済組合	
66	水産課	市町漁港整備事業費補助金	408,205,000	輪島市ほか6市町	
計			10,053,370,634		

委託料

番号	課名	事業名	H22年度決算額(円)	委託先	監査結果 記載 ページ
1	農業政策課	庁舎管理等委託料	25,320,104	能登空港ターミナルビル(株)ほか19社	44
2	農業政策課	研究開発等委託料	75,694,900	(株)スギヨほか21団体	
3	生産流通課	湖南運動公園管理委託料	10,360,000	(財)石川県県民ふれあい公社	
4	経営対策課	調査設計委託料	41,868,750	(株)エオネックスほか6社	
5	経営対策課	庁舎管理等委託料	52,027,388	(有)前川組ほか9社	
6	経営対策課	設備等保守委託料	36,565,200	(株)丸菱ほか12社	
7	経営対策課	いしかわの里山・水と土保全再生調査委託料	16,863,000	(社)農村環境整備センター	
8	農業基盤課	調査設計委託料	258,399,900	(株)地域みらい (株)ホクコク地水ほか112社	
9	農業基盤課	工事委託料	25,983,523	西日本旅客鉄道(株)ほか10社	
10	農業基盤課	換地事務委託料	79,789,500	珠洲市土地改良区、石川県土地改良事業団体連合会	
11	農業基盤課	確定測量委託料	42,420,000	日本海測量(株)ほか10社	
12	農業基盤課	調査設計委託料	184,286,550	(株)稲垣測量 エーブルコンサルタンツ(株)ほか65社	
13	森林管理課	種苗確保委託料	10,355,000	(財)石川県林業公社	54
14	森林管理課	県営林事業委託料	27,459,700	(財)石川県林業公社	
15	森林管理課	松くい虫防除事業委託料	10,342,500	石川県森林組合連合会	
16	森林管理課	間伐推進事業委託料	95,464,500	(財)石川県林業公社ほか1団体	56
17	森林管理課	海岸林等再生事業委託料	57,338,946	石川県森林組合連合会ほか9社	
18	森林管理課	調査設計委託料	59,298,750	(株)東洋設計ほか14社	
19	森林管理課	工事委託料	163,780,000	(財)石川県林業公社	
20	森林管理課	調査設計委託料	115,902,400	ホクコク地水ほか20社	
21	水産課	調査設計委託料	30,051,000	(株)国土開発センターほか8社	
22	農業総合 研究センター	庁舎管理等委託料	14,355,600	管理会社1社	61
計			1,433,927,211		

貸付金

番号	課名	事業名	H22年度決算額(円)	貸付先	監査結果 記載 ページ
1	農業政策課	河北潟干拓地内農地保有資金貸付金	543,776,958	(社)石川県農業開発公社	
2	農業政策課	干拓地内生産団地施設管理資金貸付金	469,293,869	(社)石川県農業開発公社	
3	農業政策課	河北潟地内生産団地等償還対策資金貸付金	162,000,000	(社)石川県農業開発公社	
4	経営対策課	国営農地開発資金貸付金	244,434,000	(社)石川県農業開発公社	
5	森林管理課	森林組合連合会経営安定助成資金貸付金	270,000,000	石川県森林組合連合会	
6	森林管理課	森林組合等事業活性化促進資金貸付金	115,000,000	石川県森林組合連合会 ほか1団体	58
7	森林管理課	林業公社資金貸付金	14,469,053,000	(財)石川県林業公社	
計			16,273,557,827		

直接執行

番号	課名	事業名	H22年度決算額(円)	監査結果 記載 ページ
1	農業政策課	農業総務費	140,737,666	
2	生産流通課	農業改良普及費	30,543,659	
3	生産流通課	農業振興費	19,663,338	
4	生産流通課	畜産振興費	93,409,380	
5	生産流通課	畜産総合センター費	71,488,344	
6	経営対策課	農業農村整備事業費	398,939,825	
7	農業基盤課	農業農村整備事業費	5,116,117,833	50
8	農業基盤課	農地防災事業費	705,898,946	
9	農業基盤課	耕地災害復旧事業費	159,234,865	
10	農業安全課	畜産振興費	17,079,092	
11	農業安全課	家畜保健衛生費	43,385,947	
12	森林管理課	林業総務費	328,782,093	
13	森林管理課	造林費	411,059,975	
14	森林管理課	林道費	988,914,750	
15	森林管理課	治山費	1,476,764,162	
16	水産課	水産業振興費	277,518,563	
17	水産課	漁港管理費	16,787,020	
18	水産課	漁港建設費	375,934,000	
19	農業総合研究 センター	農業総合研究センター費	102,891,112	
20	林業試験場	林業試験場費	27,730,196	
21	水産総合 センター	水産総合センター費	243,401,453	
計			11,046,282,219	

II 監査結果

1. 農業政策課

(1) 農業委員会費補助金

番号	2		所管課	農業政策課					
名称	農業委員会費補助金								
事業目的・必要性	市町農業委員会の農地法関係規定に基づく業務を円滑に推進するため								
事業内容	農業委員会が行う標準小作料改定事業等(～H21)、農地制度実施円滑化事業(H22～)の経費に対する助成								
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23		
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算		
	496	280	340	—	20,480	32,741	19,180		
	財源	国庫	496	280	340	—	20,480	32,741	19,180
		一財	—	—	—	—	—	—	—
その他									
事業費総額	496	280	340	—	20,480	32,741	19,180		
補助率	定額								
交付先	七尾市ほか12市町								
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)							
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)							
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合: (借受料 円/年)							
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(農業委員会等に関する法律(農業委員会法)第2条他)								
補助金額(22年度)の積算根拠	必要経費から算出								
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法 <input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> その他 調査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他								
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法 <input type="checkbox"/> 行政経営シート <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 <input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特になし) 評価結果 <input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い								
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない 理由 農業委員会は、農業委員会法に基づき各市町村必置とされる行政委員会であり、本県下市町域での農地制度の運用に極めて重要な役割を果たしている。 また、平成21年の農地法改正により、その役割が強化されている。 								
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施								

①実績報告書の記載について（意見）

市からの実績報告書の一部箇所において、申請時と全く同じく「予定」、「改修する」の記載となっているものがある。

以下、実績報告書の一部抜粋である。

・七尾市	実施時期	10月	<u>整備予定筆数</u>	24,316筆
・輪島市	実施時期	3月	農地台帳の基本項目を追加するため、システムを <u>改修する</u> 。	

市は、計画書に基づき当該補助事業を実施したとのことであるが、実績報告書である以上、全ての記述について「実績」を表す文言として適切に記載すべきである。

(2) たくましい担い手経営育成事業費補助金

番 号	6		所管課	農林水産部企画調整室			
名 称	たくましい担い手経営育成事業費補助金						
事業目的・必要性	農業経営の継続性、安定化のためには規模拡大が必要である。						
事業内容	担い手の規模拡大等に対する農業機械等の整備に助成						
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	160,936	67,583	120,662	78,937	62,001	33,823	8,814
財源	国庫	90,352	21,729	79,055	64,605	34,815	20,630
	一財	70,584	45,854	41,607	14,332	27,186	13,193
	その他						
事業費総額	393,932	192,985	287,879	173,147	134,178	82,219	26,760
補助率	国1/2または県1/3		国1/2または県1/3		国1/2または県1/3		県1/3
交付先	白山市ほか4市町						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)	
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		ありの場合(たくましい担い手経営育成事業実施要領)				
補助金額(22年度)の積算根拠	予算額(土地利用型: 千円、企業参入型: 千円、奥能登型: 千円)						
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認		<input checked="" type="checkbox"/> 現地調査		<input type="checkbox"/> その他 ()	
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし		<input type="checkbox"/> その他 ()			
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()			
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input type="checkbox"/> その他 ()			
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い	
事業の成果・費用対効果	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている		<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている				
	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	認定農業者数が、目標900経営体に対して1521経営体と、目標を達成している。集落営農組織も165経営体と年々増加している。					
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続		<input type="checkbox"/> 見直しを検討中		<input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()		

本事業は、農家の経営規模拡大を促進することにより、経営の継続性保持や安定化を図ることを目的として、一定の要件を充たした経営規模拡大に伴う農業機械導入に係る支出に対し補助するものである。具体的な補助要件は次表のとおりである。

事業の内容及び事業実施主体、補助率

事業種目	事業実施主体	事業の内容	補助率	採択条件等
土地利用型	農業法人	農業法人の規模拡大・経営複合化等に資する機械・施設の整備	県 1/3 以内	(ア) 認定農業者であること (イ) 規模拡大要件 ① 目標面積 20ha 以上 ② 拡大面積 7ha 以上 (ウ) 農業機械導入に係る助成上限額 現状面積 拡大 助成単 に基づく + 面積 × 価(350 基礎額 (ha) 千円/ha)
	集落営農組織	集落営農の組織化に資する機械・施設の整備	国 1/2 以内	(ア) 農業機械の整理合理化計画の策定 (イ) 成果目標のポイント ① 集落営農組織の設立 ② 水田経営所得安定対策への加入 ③ 農用地の利用集積等
	農業協同組合	(ア) 共同乾燥調製施設の改造 (イ) 機械整備 大豆コンバイン、大豆の地力増強に必要なマニュアルレタダー	県 1/3 以内	担い手の経営の安定化等に結びつく機械・施設の整備に限定
企業参入型	農業参入を希望する企業等	企業等の農業参入に必要な機械・施設の整備	県 1/3 以内	(ア) 参入地域は中山間地域や河北潟干拓地等に限定 (イ) 農業参入計画書を策定し、市町と特定法人貸付事業に基づく協定を結んでいること。 (ウ) 3年以内に離農した場合は、補助金を返還すること。

奥能登型	営農集団	奥能登地域において、組織化・規模拡大・経営複合化等に資する機械・施設の整備	県 1/3 以内	(ア) 3戸以上の営農集団であること (イ) 目標年度の2年後までに水田経営安定対策へ加入すること (ウ) 規模要件 2年後目標面積 4ha 以上 5年後目標面積 13ha 以上 (エ) 農業機械導入に係る助成上限額 現状面積 拡大 助成単 に基づく + 面積 × 価(350 基礎額 (ha) 千円/ha)
------	------	---------------------------------------	----------	--

①効果測定 of 指標 (意見)

行政経営Cシートでは、県は本事業の有効性評価を、水稻主体の認定農業者数と集落営農組織数を指標として判定しB評価としている。しかし、認定農業者数は平成22年度において1,521と目標の1,600に近い数字となっているが、一方、集落営農組織は平成22年度で165と目標の400をはるかに下回る数値となっている。行政経営シートでは目標900に対し1,521と目標を達成していると記載しているが、この記載では平成18年度で1,318ですでに目標を達成したことになる。「いしかわの食と農業・農村ビジョン」によれば平成19年度までの目標の1,600とするのが正しい。900は1,600を達成した後安定的かつ継続的な経営に向けた規模拡大により900とすることとしている。

本事業の主たる政策目的は、高齢化及び後継者不在により継続が難しくなった零細農家の農地を、認定農業者や集落営農組織に集約して経営規模の拡大を促進するということである。その政策目的を実現するための課題は多数存在しており、大規模化により必要となる農業機械購入の資金負担の軽減はそれら課題のうちのひとつに過ぎない。よって、政策目的は本事業だけでは達成し得ず、今の指標では本事業単独での効果の判定は難しい。

本事業の趣旨及び必要性は理解できるので、その効果を測定するにふさわしい別の指標を模索する必要があるだろう。例えば、補助要件として定めている内容が実態に即しているかどうかに着目して、規模拡大をした農業者のうちどれくらいの割合が補助金支給の対象となったのかというような観点から評価するという考え方がある。

(3) 農業開発公社事業促進費補助金

番 号	9		所管課	農業政策課			
名 称	農業開発公社事業促進費補助金						
事業目的・必要性	農地の売買で農業の効率化を推進し、県内農業の振興を図る						
事業内容	(社)石川県農業開発公社に派遣されている職員の給与等の補助						
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	41,845	45,403	46,052	45,155	45,238	50,713	12,800
財源	国庫						
	一財	41,845	45,403	46,052	45,155	45,238	12,800
	その他						
事業費総額	58,580	61,581	62,295	61,112	61,041	66,438	17,417
補助率	定額						
交付先	(社)石川県農業開発公社						
	県の出資	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (県出資額 331,100 千円 98.5 %出資)					
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 7人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合: 両袖机、椅子、自動車等 (借受料 0円/年)					
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律)						
補助金額(22年度)の積算根拠	各職員の給与等の積み上げ						
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 () <input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし)					
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない 理由 (農業開発公社の円滑な運営が図られている。)						
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

① 予算額と執行額の乖離（意見）

派遣職員費に係る補助金の予算は現員現給で措置されるため、翌年度の派遣職員の実態との間に差が生じてしまうおそれがある。さらに差が生じた場合でも実績報告時点まで報告がなく、把握できていない状況にある。

当事業の申請時の氏名及び金額並びに実績報告時の氏名及び金額と両者の差額は以下のとおり。（単位：千円）

申請時氏名	申請時金額	実績報告時氏名	実績報告時金額	差額
A	6,248	A	6,132	△116
B	4,994	B	4,913	△81
C	10,452	C	9,295	△1,157
D	4,583	D	4,679	96
E	5,190	E	6,107	917
F	7,477	F	8,670	1,193
G	6,294	G	3,480	△2,814
		H	7,111	7,111
		その他 2 名	326	326
合計	45,238		50,713	5,475

派遣職員の増員があると、予算額と執行額の乖離が大きくなるので、執行時にはその乖離について把握すること。さらに、交付申請及び交付決定の際に、金額的に差異が生じる場合は、必要な予算措置をしっかりと行い適切な交付決定を行う必要がある。

(4) 産地競争力強化事業費補助金

番 号	13		所管課	農林水産部企画調整室			
名 称	産地競争力強化事業費補助金						
事業目的・必要性	園芸等産地が他産地との競争に生き残っていくためには生産コストの低減を図る必要がある。						
事業内容	園芸等産地の生産等工程の革新を図るための農業機械等の整備に助成						
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	26,455	24,768	22,992	22,001	20,319	19,042	27,190
財源	国庫						
	一財	26,455	24,768	22,992	22,001	20,319	27,190
	その他						
事業費総額	79,371	76,262	68,989	66,193	62,313	59,325	81,621
補助率	県1/3		県1/3		県1/3		県1/3
交付先	金沢市ほか7市町						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)					
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)			
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(産地競争力強化事業実施要領)						
補助金額(22年度)の積算根拠	予算額(戦略作物型: 千円、産地育成型: 千円)						
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認 <input checked="" type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()					
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input checked="" type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	専用機械の導入や専門講師によるマーケティング研修、商談会、販売促進活動、トレーサビリティシステムへの対応等を通じて、消費者・実需者ニーズに即した生産・出荷ができる産地体制づくりにつながった。					
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

①事業実施による効果測定の指標（意見）

小松市農協 源助大根

事業実施地区の目標と補助金の対象であるスプリンクラーの導入との直接的な因果関係が弱いため、スプリンクラー導入と事業目標の関係が明確になるような工夫が必要である。

以下前年度、当年度は実績数値であり、平成 24 年度は目標数値である。

（単位：t）

	契約取引に基づく出荷量
平成 21 年度（前年度）	37
平成 22 年度（当年度）	47
平成 23 年度	
平成 24 年度（目標年度）	45

スプリンクラーを導入したことにより、大根の発芽促進、裂根の減少が生じ、そのために大根の出来がよくなった。そして、その大根の出来がよくなったことに営業努力を加えその結果として、契約取引が増加することになるのである。

したがって、契約取引に基づく出荷量という指標とスプリンクラーの導入との因果関係は相当弱いといえる。

目標の指標は、かん水により大根の出来がよくなったといえることを立証する直接的な指標、たとえば単位面積当たりの収穫量の増大や収穫量のうち秀品の度合いの増加などが考えられる。

②事業目標値の評価（意見）

白山農協 ブロッコリー

平成24年度での目標は設定されているが、そこまでの毎年度の目標が設定されていないため、何らかの形で毎年度の評価がなされるべきである。

以下前年度、当年度は実績数値であり、平成24年度は目標数値である。

（単位：t）

	出荷量	高品質化出荷量	それ以外の出荷量
平成 21 年度（前年度）	92.9	0	92.9
平成 22 年度（当年度）	148	32.35	115.65
平成 23 年度			
平成 24 年度（目標年度）	108	70	38

平成 24 年度の目標は出荷量 108t のうち高品質化出荷量 70t であり、当年度（平成 22 年度）は出荷量 148t であり、うち、高品質化出荷量 32.35t であった。

この実績をどう評価するのか。

つまり、平成 21 年度の出荷量は 92.9t であることから、当年度の出荷量は平成24年度の目標を大幅に超えているので目標を達成したといえるのか。それとも、出荷したうちの高品質化出荷していない量は差し引きで 115.65t という数字を未達成とみるのか不明である。

そもそも、当年度は〇〇t 出荷しようという意思が目標になり、その積み重ねにより目標の最終年度で達成しようとすることからすれば、毎年度の目標を設定し、毎年度実績との差異分析を行っていくべきであろう。

(5) 庁舎管理等委託料

番 号	1		所管課	農業政策課			
名 称	庁舎管理等委託料						
事業目的・必要性	庁舎の運営上必要な清掃や廃棄物処理を行う						
事業内容	庁舎の清掃、廃棄物処理、浄化槽等の委託						
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	26,367	24,748	25,293	24,955	25,736	25,320	25,940
財源	国庫						
	一財	26,367	24,748	25,293	24,955	25,736	25,940
	その他						
予定価格	26,367		25,293		25,736		
契約方法	随意契約						
交付先	能登空港ターミナルビル(株)ほか19社						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)	
根拠規程	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合()						
委託金額(22年度)の積算根拠	積み上げによる						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()			
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input checked="" type="checkbox"/> その他(特に無し)		()	
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い	
事業の成果・費用対効果	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	庁舎の管理が行われている。					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

①委託金額について（意見）

奥能登行政センター管理運営業務等委託料については、委託先の能登空港ターミナルビル(株)が能登空港ターミナルビル庁舎管理業務、及び空港のハンドリング業務をあわせて再委託している。

庁舎管理業務の委託については、奥能登行政センターと共有部分の多い能登空港ターミナルビル(株)のターミナルビル管理分との総合的な管理により効率化と円滑な執行を図るためであり、合理的であることは理解できる。また、ハンドリング業務をあわせて再委託していることについても、一日2便しかない空港のため、飛行機のハンドリング業務のみで受託できる業者は無く、庁舎管理等委託を共に行うことで委託契約が成立していることから、合理性があるといえる。

しかしながら、このような委託形態は能登空港開港時から変わっておらず、7年間委託料に大きな変化が見られない。

委託先に業務コスト削減努力を促すなど、委託金額の削減について検討することが望ましい。

2. 経営対策課

(1) 地籍調査費負担金

番号	31		所管課	経営対策課				
名称	地籍調査費負担金							
事業目的・必要性	地籍調査は、土地の実態を正確に把握するために、一筆毎の土地について、地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成するものである。							
事業内容	国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界の調査及び面積の測量を行い、その成果を地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)にまとめる。							
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	
	89,595	89,595	78,930	78,930	64,800	64,800	77,775	
財源	国庫	59,730	59,730	52,620	52,620	43,200	43,200	51,850
	一財	29,865	29,865	26,310	26,310	21,600	21,600	25,925
	その他							
事業費総額	119,460	119,460	105,240	105,240	86,400	86,400	103,700	
補助率	国1/2 県1/4 市町1/4							
交付先	加賀市ほか6市町							
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)		
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)						
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)		
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(国土調査法第9条の二)							
補助金額(22年度)の積算根拠	積み上げ							
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認		<input type="checkbox"/> 現地調査		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし		<input type="checkbox"/> その他 ()				
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()				
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input type="checkbox"/> その他 ()				
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い		
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない							
	理由	土地所有に関する権利の保全・明確化により、土地取引の円滑化等が図られた。						
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()							

①石川県の地籍調査進捗率（意見）

地籍調査は土地の基礎調査である。地籍調査により作成される地籍図は災害等により現地における土地の境界が不明になってもこの地図によりその境界を現地に復元する能力を有するものである。その他住民間や官民間の土地境界に係るトラブル防止などさまざまな効用がある。

西欧先進国では、19世紀に地籍調査を完了しているが、我が国の地籍調査は誠に貧弱な状況にあり平成22年度末でも全国の進捗率は49%に過ぎない。中でも都市部の進捗率は22%に過ぎない。調査が進まない理由は財政問題であり、また市町村の意識の問題であるとされる。

地籍調査は、国土調査事業十箇年計画に基づいて計画的に行われている。平成22年5月には、新たな第6次国土調査事業十箇年計画が閣議決定され、これに基づいて事業が行われている。県は、十箇年計画に基づき県計画（10年計画）を作成する。そして、県計画に基づき市町と協議のうえ毎年度の事業計画を成している。

石川県は地籍調査進捗率が平成22年度末で14%であり全国的に見て大きく遅れている地域になっている。ちなみに富山県は28%、福井県は13%である。県は更なる進捗率アップに努める必要がある。

（数字は国土交通省「地籍調査 Web サイト」による。）

(2) 国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金

番 号	33		所管課	経営対策課			
名 称	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金						
事業目的・必要性	農業水利施設の持つ多面的機能の発揮等についての地域の適切な取り組みを促進する観点から、県が市町と連携し土地改良区の管理体制の整備を図る。						
事業内容	土地改良区の施設管理の体制整備の構築を図るとともに、一部管理費の助成や高度化管理のための支援を行う。						
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	74,142	74,142	74,202	74,202	74,198	74,198	74,198
財源	国庫	37,071	37,071	37,101	37,101	37,099	37,099
	一財	18,536	18,536	18,551	18,551	18,550	18,550
	その他	18,536	18,536	18,551	18,551	18,550	18,550
		市町負担金	市町負担金	市町負担金	市町負担金	市町負担金	市町負担金
事業費総額	74,142	74,142	74,202	74,202	74,198	74,198	74,198
補助率	国1/2 県1/4 市町1/4						
交付先	加賀三湖土地改良区ほか5団体						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)	
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		ありの場合(国営造成施設管理体制整備促進事業要綱・要領)				
補助金額(22年度)の積算根拠	積み上げ						
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()					
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない 理由 (農業水利施設の管理体制の構築が図られ、施設の持つ多面的機能が発揮された。)						
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

①実績報告書の記載について（意見）

加賀三湖土地改良区について申請書の金額と実績の金額とは費目ごとには異なり、合計額では一致するが現実にはあり得ないと思われる。

また、南加賀農林総合事務所による調査復命書では合格と評価している。

事業補助金交付申請書と実績報告書より抜粋 (単位：円)

	① 申請金額	② 実績報告	差額②—①
操作運転費	5,888,000	3,900,301	△1,987,699
点検整備費	2,266,000	2,142,315	△123,685
施設管理費	11,300,000	5,444,731	△5,855,269
施設費	2,123,000	2,875,826	752,826
諸油脂費	399,000	276,360	△122,640
整備補修費	4,719,000	4,718,700	△300
電力料	18,703,000	26,039,767	7,336,767
経費総額	45,398,000	45,398,000	0

実際には整備補修費は、4,718,700円でなく6,335,700円で経費総額は47,015,000円であった。当事業費は交付申請（事業計画）時経費総額の37.5%以内を補助金として交付を受けるものであることから、実績金額が申請金額を上回っており、補助額には影響がないため、土地改良区では実績額を申請額に合わせて報告したものであるとのことであった。

しかし、申請額を超えていたとしても実績額を記述すべきであり、経営対策課として各農林総合事務所から報告を受けた時には、その内容を確認する必要がある。

また、この事業について南加賀農林総合事務所の調査復命書では、調査結果を「下記事業（地区）について調査を実施したところその内容は、別紙のとおりであり「合格」と認められるのでこの旨復命します。」と記載しているが、調査報告については合格あるいは不合格という観点は県側の裁量で判定している表現であることから、「適当と認められる」等に文言を代えるべきと考える。

3. 農業基盤課

(1) 直接執行事業（農業農村整備事業費）

①完成検査写真について（意見）

農業用水再編対策事業 新砂川地区

担当の石川農林総合事務所が工事完成後に行った検査の調書として、県営請負工事完成検査調書の中に綴り込んである検査状況確認のための完成検査写真の測定値（設計値、実績値とも）に判読不明な箇所がある。

この写真は、検査した実績値と設計値を比較し、所定の範囲内かどうかを判定した基となっており、それが判読不明ではどの数値をもって合格としたかわからないこととなる。

また、検査完了後には完成検査写真用のパネルは廃棄することからもこの写真が後々証拠となることもあるともいえる。

したがって、写真撮影時には、測定を行っている状況がわかる場面と、その測定値が判読できるようにこのパネルを拡大して撮影することが望ましい。

4. 森林管理課

(1) 海岸林等再生事業費補助金

番 号	56		所管課	森林管理課				
名 称	海岸林等再生事業費補助金							
事業目的・必要性	松林を松くい虫被害から予防したり、侵入竹林・広葉樹林の整備推進に対して支援する。							
事業内容	①松くい虫被害木の伐倒駆除・樹幹注入に対する補助 ②侵入竹林・広葉樹林整備に対する補助							
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	
財源	国庫			34,698	18,547	60,000	73,330	69,950
	一財							
	その他			34,698	18,547	75,831	73,330	69,950
			基金繰入金	基金繰入金	基金繰入金	基金繰入金	基金繰入金	基金繰入金
事業費総額			34,698	18,547	75,831	73,330	69,950	
補助率	定額							
交付先	小松市ほか13市町、ほか6社							
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)		
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)						
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)		
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		ありの場合(石川県森林整備・林業活性化基金要綱)					
補助金額(22年度)の積算根拠	補助対象経費10/10							
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認		<input checked="" type="checkbox"/> 現地調査		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし		<input type="checkbox"/> その他 ()				
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()				
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input type="checkbox"/> その他 ()				
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い		
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている		<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている					
	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない		理由 (松くい虫被害が減少し、侵入竹林・広葉樹林の整備が推進された。)					
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input type="checkbox"/> 継続		<input checked="" type="checkbox"/> 見直しを検討中		<input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()			

交付先	(株)てどり		
県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	(県出資額	千円 %出資)
派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)		
財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	ありの場合:	(借受料	円/年)

交付先	かが森林組合		
県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	(県出資額	千円 %出資)
派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 2人 (うち非常勤職員 人)		
財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	ありの場合:	(借受料	円/年)

交付先	金沢森林組合		
県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	(県出資額	千円 %出資)
派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 1人 (うち非常勤職員 人)		
財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	ありの場合:	(借受料	円/年)

交付先	春蘭の里実行委員会		
県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	(県出資額	千円 %出資)
派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)		
財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	ありの場合:	(借受料	円/年)

交付先	中能登森林組合		
県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	(県出資額	千円 %出資)
派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 1人 (うち非常勤職員 人)		
財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	ありの場合:	(借受料	円/年)

交付先	能登森林組合					
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	(県出資額	千円	%出資)
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)				
財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり		
	ありの場合: 別紙		(借受料	円/年)		

①工事写真について (意見)

松くい虫被害木の伐倒駆除に対する補助事業の適正な実施については、個々の農林総合事務所で確認されている。

しかしながら、今回の場合、完成報告書に添付されている工事写真に撮影日付がないので、くん蒸(薬剤の封入により殺虫すること)してから14日間あけるとい規定どおりだったかどうかはこの写真だけでは不明である。

したがって、撮影日付を記載するなどし、規定どおりに事業を執行していることがわかるための証拠となることを念頭に報告書を作成する必要がある。

(2) 種苗確保委託料

番 号	13	所管課	森林管理課					
名 称	種苗確保委託料 (緑化センター事業等委託)							
事業目的・必要性	優良な種苗の供給を確保し、もって円滑かつ適正な森林造成を推進するため							
事業内容	種子採取、採取採穂園育成改良、苗木生産流通対策、マツノザイセンチュウ抵抗性マツの育種及び緑化センターの管理業務							
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	
	8,992	10,135	9,107	10,258	10,604	10,355	10,079	
	財源	国庫						
		一財	1,866	4,015	8,056	8,919	9,953	9,428
	その他	7,126	6,120	1,051	1,339	651	651	
		財産収入	財産収入	財産収入	財産収入	財産収入	財産収入	
契約方法	随意契約							
交付先	(財) 石川県林業公社							
	県の出資	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (県出資額 5,000 千円 100 %出資)						
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 9人 県OB職員 3人 (うち非常勤職員 人)						
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合: 別紙 (借受料 円/年)						
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(林業種苗法1,3,19,27,28,29,30条、他実施要領等)							
委託金額(22年度)の積算根拠	種子採取、採取採穂園育成改良、苗木生産流通対策、マツノザイセンチュウ抵抗性マツの育種及び緑化センターの管理の各業務毎に、必要経費を積み上げ積算している。							
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()						
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし)						
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い						
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない							
	理由	苗木生産者への種苗の安定供給、抵抗性マツの育種及び生産者への配布が、概ね計画どおり実施されている。						
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()							

①石川県緑化センターのあり方（意見）

本事業は、志賀町にある県営施設の石川県緑化センターにおいて育種事業と運営事業を行っており、石川県林業公社に委託して執行されている。育種事業では、種子の採取、苗木の育成改良、マツノザイセンチュウ抵抗性マツの育種を行い、運営事業では、同センターの施設管理業務を行っている。

同センターでは、総面積 59ha を有し、区域内の多くは県有林や採種・採穂園等に活用されている。

一方、苗畑においては、かつて街路樹などに利用される緑化木を育成販売していたこともあるが、現在では、ほとんどが民間事業者によって行われているため、当事業に関しては実質的に終了している。

また、当時は 10 名程度の人員を有し、緑化木の育成販売を行っていたが、現在は 2 名で育種事業の作業補助と施設管理業務を行っている。

平成 20 年度以降は、育種事業及び施設の維持管理上最低限必要な経費として 1,000 万円程度の事業予算を執行しており、同規模の予算となっている。育種事業は、抵抗性マツや無花粉スギの育種など、今後とも継続的に取り組むことが重要であり、県の林業試験場の職員が同センターで業務を行っていることも踏まえつつ、同センターの今後のあり方を再検討する必要がある。

(3) 間伐推進事業委託料

番 号	16		所管課	森林管理課			
名 称	間伐推進事業委託料						
事業目的・必要性	森林吸収源対策の一環として間伐等の推進を図る						
事業内容	間伐等の実施						
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
			40,000	14,000	70,000	95,465	139,405
財源	国庫						
	一財		0	0	0	0	0
	その他		40,000	14,000	70,000	95,465	139,405
			基金繰入金	基金繰入金	基金繰入金	基金繰入金	基金繰入金
契約方法	随意契約						
交付先	(財)石川県林業公社ほか1団体						
	県の出資	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		(県出資額 5,000 千円		100 %出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 9人 県OB職員 3人 (うち非常勤職員 0人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		ありの場合: 別紙 (借受料 円/年)	
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(森林整備・林業活性化基金要綱)						
委託金額(22年度)の積算根拠	必要経費の積み上げ						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()			
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input type="checkbox"/> その他 ()			
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い	
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	(間伐等の森林整備が進んだ。)					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						
交付先	金沢森林組合						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 1人 (うち非常勤職員 人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)	

①本事業の公開のあり方（意見）

本事業は、国の補助により森林整備・林業活性化基金を設置し、本基金を活用することによって、間伐や路網の整備を行うものである。本基金は間伐や路網整備だけではなく、木材加工施設等の整備に加え、間伐材等の流通円滑化、公共施設等での県産材利用の促進等といった事業も対象となっている。3年間で取り崩す基金であり事業期間は3年となっており、全体としては総額で37億円である。当該委託料は、そのうちの県有林の間伐作業を林業公社に委託している。

本基金に関する事業については、石川県森林整備・林業活性化基金条例と森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領が定められており、要領には次のように記載されている。

第9事業の透明性・客観性の確保

都道府県知事は、基金事業に係る事業計画（変更計画を含む。）、達成状況報告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗計画について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

総額で37億円という大きな事業であることと、林業再生、環境保全、防災の観点から重要な政策であることからして、上記要領に記載された県民への公表は重要な視点である。また、重要政策であると県民が認知することが、最終的には県産材の利用拡大へとつながるものと思われる。

しかし、現在の石川県ホームページでは本事業の行政評価シートが、他の多数の事業評価と並列で分散された状態で掲示されており、本基金事業の重要性や状況が県民に理解できる内容とはなっていない。あえて、要領に定められていることもあり、改善が望まれる。

(4) 森林組合等事業活性化促進資金貸付金

番 号	6		所管課	森林管理課			
名 称	森林組合等事業活性化促進資金貸付金						
事業目的・必要性	事業費の精算遅延による、その間の運転資金を貸し付けることにより、事業の活性化と森林整備の滞りのない円滑な推進を図る。						
事業内容	森林組合及び林業事業者への運転資金の低金利貸付						
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	140,000	140,000	135,000	135,000	115,000	115,000	115,000
財源	国庫						
	一財						
	その他	140,000	140,000	135,000	135,000	115,000	115,000
	貸付金元利収入	貸付金元利収入	貸付金元利収入	貸付金元利収入	貸付金元利収入	貸付金元利収入	貸付金元利収入
貸付残高(年度末)	0		0		0		
貸付先	石川県森林組合連合会 ほか1団体						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 1人 (うち非常勤職員 人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)	
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		ありの場合(森林組合等事業活性化促進資金貸付金貸付要領)				
事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()			
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input type="checkbox"/> その他 ()			
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い	
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	低金利の貸付であり財政負担の軽減になっているため。					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続		<input type="checkbox"/> 見直しを検討中		<input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()		
貸付先	石川県森林整備協同組合						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)	

事業の目的：

森林組合は、森林所有者との委託契約により造林事業（造林、下刈、除伐、間伐等）を実施しているが、所有者との事業費の精算は造林補助金の受領後に行うため、施業から精算までに4～6か月程度かかり、その間は労務費等の運転資金が必要となる。また、石川県の森林整備の一翼を担う石川県森林整備協同組合（林業事業体14社で組織）においても、森林組合と同様に事業費の精算までの間の運転資金を必要としている。このため、森林組合等に造林事業等の運転資金を低利で貸し付け、事業の活性化と森林整備の円滑な推進を図る。

事業内容：森林組合及び林業事業体への運転資金の低金利貸付

交付先：石川県森林組合連合会及び石川県森林整備協同組合

根拠規程：森林組合等事業活性化促進資金貸付金貸付要領

貸付額は、1事業体500万円、森林組合は合併により増額されている

貸付利率は、短期プライムレートを適用

①個別の貸付金額の判断基準（意見）

この貸付事務は「森林組合等事業活性化促進資金貸付金貸付要領」に基づき行われている。

ただし、貸付金額については、同要領第3に「貸付金額について、予算の範囲内において貸し付けるものとする。」と規定があるのみで、個別の貸付金額の判断基準に関する明文規定がない。

県は、石川県森林組合連合会及び石川県森林整備協同組合に対して、県内造林事業の円滑な推進を図るために必要な資金を「森林組合等事業活性化促進資金貸付金」として低利で融資している。この貸付金制度の運用を適正かつ円滑に行うため「森林組合等事業活性化促進資金貸付金貸付要領」で、貸付金額及び貸付期間、貸付金利、貸付申請手続き等を定めている。しかし、貸付金額については、同要領第3に「貸付金は、予算の範囲内において貸し付けるものとする。」と規定があるのみで、貸付金総額の上限だけを定めている。

実際の個別の貸付金額は、石川県森林組合連合会分については森林組合の規模により30,000千円～60,000千円、石川県森林整備協同組合分については組合員1社当たり5,000千円で運用されている。

「森林組合等事業活性化促進資金貸付金」制度の運用を適正かつ円滑に行うために、個別の貸付金額の算定方法についての基準を「森林組合等事業活性化促進資金貸付金貸付要領」に明記すべきと考える。

②金沢森林組合への貸付について（意見）

石川県の「石川県森林組合連合会」への貸付はそのまま森林組合へ貸付けられている。このうち金沢森林組合への60,000千円は期中資金繰り用として貸付がなされているが、同組合の財務内容から、資金繰りに必要な範囲などを明確にする必要がある。

5. 石川県農業総合研究センター

(1) - 1 庁舎管理等委託料

庁舎警備（夜間、閉庁日における庁舎警備業務）

番号	22-1		所管課	生産流通課（農業総合研究センター）			
名称	庁舎管理等委託料						
事業目的・必要性	本場庁舎等の適正な維持管理（防犯、防火等対策）						
事業内容	庁舎警備（夜間、閉庁日における庁舎警備業務・常駐警備員方式）						
県事業費 （千円）	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	3,812	3,806	3,806	3,806	3,748	3,747	3,729
	財源	国庫					
	一財	3,812	3,806	3,806	3,806	3,748	3,747
	その他						
予定価格	積み上げによる		積み上げによる		積み上げによる		
契約方法	指名競争入札（8者）						
交付先	A 社						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		（県出資額 千円		%出資）	
	派遣職員等	充て職（非常勤）の県職員 0 人 県派遣職員 0 人 県OB職員 0 人（うち非常勤職員 0 人）					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合：別添のとおり（借受料 円/年）	
根拠規程	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合（ ）						
委託金額（22年度）の積算根拠	業務料金の積み上げ						
委託事業の効果（目的達成）にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標（ ）		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価	
		<input checked="" type="checkbox"/> その他（火災・盗難事件等は起きていない。）		（ ）			
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い	
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	試験場は広大な面積を有し、付近には民家等も皆無である。敷地内には本館のみならず建物多数有し、夜間・閉庁日の警備員による巡回等は必要不可欠である。これまでも火災・盗難事件は発生していない。					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施（ ）						

(1) - 2 庁舎管理等委託料

庁舎清掃（本館、会議室廊下・トイレ等の日常清掃業務）

番 号	22-2		所管課	生産流通課（農業総合研究センター）				
名 称	庁舎管理等委託料							
事業目的・必要性	本場庁舎等の適正な維持管理（庁舎内環境美化対策）							
事業内容	庁舎清掃（勤務日における本館、会議室廊下・トイレ等を中心とした日常清掃業務）							
県事業費 （千円）	H20		H21		H22		H23	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	
	4,240	4,227	4,189	4,135	2,520	2,508	2,507	
財源	国庫							
	一財	4,240	4,227	4,189	4,135	2,520	2,508	
	その他							
予定価格	積み上げによる		積み上げによる		積み上げによる			
契約方法	指名競争入札（8者）							
交付先	A 社							
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		（県出資額 千円		%出資）		
	派遣職員等	充て職（非常勤）の県職員 0 人						
		県派遣職員 0 人						
		県OB職員 0 人（うち非常勤職員 0 人）						
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無				<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
		ありの場合：別添のとおり				（借受料 円/年）		
根拠規程	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合（ ）							
委託金額（22年度）の積算根拠	業務料金の積み上げ							
委託事業の効果（目的達成）にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標（ ）				
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input checked="" type="checkbox"/> その他（外部利用者からトイレ等清掃に関し、苦情は特にない。）				
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い		
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている							
	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない							
	理由	「県民により開かれた施設」として、県政バスの施設見学受入れや農業関係の各種会議開催等で多くの利用者が来所しており、本館1階正面エントランスホール、廊下及びトイレを中心に日常清掃等環境美化に取り組んでいる。清掃に関しては、利用者からの苦情は特にない。						
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 過去に見直し実施（H22：清掃員についてフルタイムから半日勤務へ変更）							

(1) - 3 庁舎管理等委託料

庁舎設備等管理（設備の運転監視、温室ボイラー業務、消防設備点検及び衛生管理業務）

番 号	22-3		所管課	生産流通課(農業総合研究センター)			
名 称	庁舎管理等委託料						
事業目的・必要性	本場庁舎等の適正な維持管理(庁舎各種設備の保全管理対策及び法定点検実施)						
事業内容	庁舎設備等管理(各種設備の運転監視、温室ボイラー業務、消防設備点検及び衛生管理業務)						
県事業費 (千円)	H20		H21		H22		H23
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	7,445	7,424	8,236	8,227	8,112	8,102	8,071
財源	国庫						
	一財	7,445	7,424	8,236	8,227	8,112	8,102
	その他						
予定価格	積み上げによる		積み上げによる		積み上げによる		
契約方法	指名競争入札(8者)						
交付先	A社						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)					
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: 別添のとおり (借受料 円/年)			
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(消防法第8条、建築物衛生法第4条等)						
委託金額(22年度)の積算根拠	設備等管理業務料金の積み上げ						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (設備運転故障による人災・火災事故は発生していない。)			
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている		<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない				
	理由	当センターでは、本館のみならず試験調査棟等においても多数の諸設備が設置されており、プザー等により異常を知らせる体制となっている。なお、初動対応で迅速に設備専門員が当該設備の点検調査を実施しており、現在に至るまで設備運転故障による人災・火災事故は発生していない。					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 過去に見直し実施 (H21:単独契約していた消防設備点検業務を本業務に合算)						

①指名競争入札について（意見）

農業総合研究センターの庁舎警備（夜間及び閉庁日の庁舎警備業務・常駐警備方式）、庁舎清掃（本館、会議室廊下・トイレ等の日常清掃業務）及び庁舎設備等管理（設備の運転監視、温室ボイラー業務、消防設備点検及び衛生管理業務）の委託業者選定にあたっては、石川県財務規則の定めに従い指名競争入札が行われ、手続上の不備は認められない。

しかし、過去5カ年の入札は下記のとおり、全て同一業者が落札し、しかも、落札率（＝落札額÷予定価格）は99%超となっている。

入札参加業者の指名については、毎回入替が行われているが、前年度の受注業者については入替対象とせず継続参加を認める運用が行われている。同一業者が継続的に受注するメリットとして、業務の習熟度及び効率性が向上し、結果的に落札額の低減又は業務の質の向上が期待できる点が考えられる。

今後は業者間の競争性が更に発揮されるよう、指名業者数を増加させるなど更なる入札方法の改善努力が望まれる。

22-1 庁舎警備 (単位：千円、(税抜))

	予定価格	落札額	落札率	入札業者数	落札業者
平成18年度	積み上げによる	3,637	99.95%	7者	A社
平成19年度	積み上げによる	3,630	99.83%	8者	A社
平成20年度	積み上げによる	3,624	99.83%	8者	A社
平成21年度	積み上げによる	3,624	99.45%	8者	A社
平成22年度	積み上げによる	3,568	99.97%	8者	A社

22-2 庁舎清掃 (単位：千円、(税抜))

	予定価格	落札額	落札率	入札業者数	落札業者
平成18年度	積み上げによる	6,652	99.91%	7者	A社
平成19年度	積み上げによる	4,980	99.96%	8者	A社
平成20年度	積み上げによる	4,025	99.68%	8者	A社
平成21年度	積み上げによる	3,938	99.75%	8者	A社
平成22年度	積み上げによる	2,388	99.50%	8者	A社

22-3 庁舎設備等管理

(単位：千円、(税抜))

	予定価格	落札額	落札率	入札業者数	落札業者
平成18年度	積み上げによる	7,100	99.93%	7者	A社
平成19年度	積み上げによる	7,090	99.89%	8者	A社
平成20年度	積み上げによる	7,070	99.72%	8者	A社
平成21年度	積み上げによる	7,835	99.61%	8者	A社
平成22年度	積み上げによる	7,716	99.88%	8者	A社

6. 石川県南部家畜保健衛生所

(1) 概要

①所在地 石川県金沢市才田町戊 324-2

②所管課 石川県農林水産部 農業安全課

③設置目的

家畜保健衛生所は、家畜保健衛生法に基づき、家畜衛生の向上と畜産の振興に資するため、石川県が設置している行政機関である。

家畜伝染病の発生を予防するための検査、家畜衛生の普及・向上を図るための指導、畜産環境保全の指導、受精卵移植など生産性の向上を図るための技術普及、安全な畜産物を県民に供給するための生産指導などを行っている。

④沿革（詳細略）

昭和 25 年 7 月 金沢家畜保健衛生所を旧押野村（現金沢市）に設置

昭和 39 年 5 月 金沢家畜保健衛生所を金沢市西金沢 3 丁目に移転

昭和 47 年 4 月 国の再編整備方針により、金沢家畜保健衛生所を南部家畜保健衛生所と名称変更

昭和 56 年 12 月 庁舎を現在地（金沢市才田町）に移転新築

⑤施設の概要

敷地及び建物面積

土地 7,509.72 m² 建物 1,302.42 m²

⑥管轄区域

7 市（金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市）

3 町（川北町、津幡町、内灘町）

(監査結果)

(1) 毒物・劇物管理 (意見)

毒物・劇物管理簿により管理しているが、以下の点について、検討していただきたい。

①毒物・劇物の点検は年度末に行っているとのことだが行った記録がない。

日時、担当者を記載し結果を残しておくことが必要である。

②長期間使用のないものがあり中には廃棄すべきものがある。

早急に廃棄を検討すべきである。事故を未然に防止するためにも、使用していない不要な毒物・劇物は、早く適切に処理すべきである。

(2) 重要物品 (指摘事項)

重要物品について現在技術革新等により陳腐化しており使用不可能なものが数件存在する。

重要物品台帳の摘要欄に使用不可能な状態を記載し、現場での管理者と備品台帳管理者両者がその状態について共通に認識する必要がある。

また、使用不可能な状態になった経緯 (どのような技術革新により、どの後継機が必要になったのか等具体的に) を報告書にまとめて関係者による検討を行い、つまり、現在から今後の検査方法や技術革新の動向等について情報の共有を行い、そして今後の装置の購入に生かしていくという体制も必要かと考える。

(3) 備品の点検 (指摘事項)

備品については確実な点検がなされていない。

①パソコン等使用不可能なものが台帳に存在する。

②廃棄したはずの装置が存在し使用されている。

廃棄伺に承認印が押されており、備品台帳でも廃棄として処理されているにもかかわらず使用されていた。定期的に備品の点検を実施し、備品台帳の整備と備品の適切な管理が望まれる。

(4) 図書管理について (意見)

南部家畜保健衛生所においては、図書が家畜保健衛生所の役割に比して、充実しているとは言い難い状況である。南部家畜保健衛生所は、石川県の畜産業における伝染病予防等の最前線として重要な施設であり、家畜衛生系獣医師の技術的、情動的なトップであるから、必要な図書類を揃え、図書を利用することによって、検査・指導体制の更なる充実に努めることが望まれる。

7. 石川県水産総合センター

(1) 概要

①所在地 鳳珠郡能登町字宇出津新港3丁目7番地

②所管課 石川県農林水産部水産課

③設置目的

本県の水産業は、200海里体制の定着、高級魚介類の減少、輸入水産物の増加等による価格の低下、漁業就労者の減少と高齢化などの問題を抱えており、水産試験研究機関に対する要望も多様・複雑化している。

石川県ではこのような状況に対処するため、平成6年4月に県内の水産試験研究機関を統合した水産総合センターを新設し、試験研究の強化と効率化を図っている。

(監査結果)

(1) 火災保険について (意見)

石川県の県有建物の火災共済加入事務については総務部長通知により運用がなされている。そのなかで「車庫」は加入しないことになっている。

しかし、水産総合センター本所の車庫棟136.08㎡は確かに車庫ではあるが、火気厳禁の表示がありガスボンベ等も置かれ水産関係の作業も兼ねた建物であるため、火災保険の加入について検討すべきである。

(2) 支出管理について (意見)

石川県水産総合センターは水産業に関係する調査、研究、種苗生産、展示館運営など様々な事業を行っているが、事業区分ごとに支出を把握できないケースがあった。

水産総合センターの支出管理単位の考え方は、「水産総合センター費」のトータルで行われている。ただし、そのうち事業単位で外部報告が必要なもの(例えば受託研究など)は、別途、事業ごとに該当する支出を抽出し詳細な実績報告書等を作成している。事業単位で外部報告が求められていない事業については、一括して予算による管理が行われている。このため、確定した実績の支出監査を行う場合に、事業ごとの実績支出明細を把握できない状況にある。予算編成段階において、詳細な積み上げ予算があるため支出の内容を概ね推定することはできるが、支出管理の面から見ると望ましい状況ではない。

このような状況にある原因は、水産総合センターが行っている事業形態と組織の法的位置づけがマッチしていないことにあるのではないだろうか。水産総合センターが行っているのは、技術研究、種苗生産、展示館運営などの確固たる事業であるが、水産総合センターは独立した法人格を持った団体ではなく石川県が直接運営する組織である。独立した法人ならば当然に行われているであ

ろう事業単位での支出管理、決算報告が明示的に行われていないのは、予算管理を主体とした自治体会計をそのまま運用しているためと思われる。技術研究や生産などの分野は事業単位の管理が有効かつ必要である。

法人化することまで求めるわけではないが、少なくとも管理する事業単位を組織内の共通認識として明確にし、それぞれの事業ごとに支出管理を行える体制が必要である。

第4章 農林水産行政に関する出資団体（概要及び監査結果）

1. 社団法人 石川県農業開発公社

貸借対照表 (一般会計)

平成23年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	千円
1 流動資産	
(1) 現金預金	57,032
① 預金	57,032
(2) 未収金	1,712,815
(3) 未収収益	1,053
(4) 前払費用	142
(5) 農用地等	3,701,007
① 農用地	3,225,572
② 河北潟干拓酪農施設用地	475,435
(6) 貸倒引当金	△ 886,662
流動資産合計	4,585,388
2 固定資産	
(1) 基本財産	336,100
① 定期預金	93,000
② 投資有価証券	238,100
③ 出資金	5,000
(2) 特定資産	158,727
① 退職給与引当資産	158,727
定期預金	158,727
(3) その他固定資産	1,247,605
① 長期事業資産	1,207,569
長期未収金	314,081
干拓地内整備事業貸付金	727,488
農作業受託促進事業貸付金	4,000
河北潟農地保全円滑化事業貸付金	162,000
② 投資有価証券	11,900
③ 建物	7,421
④ 構築物	6,613
⑤ 機械装置	7,409
⑥ 車両運搬具	4,930
⑦ 工具器具備品	435
⑧ 電話加入権	474
⑨ 出資金	850
固定資産合計	1,742,432
資 産 合 計	6,327,821

II 負債の部		
1 流動負債		
(1)短期借入金		2,632,299
①県借入金		1,218,462
②金融機関借入金		1,413,837
(2)未払金		47,408
(3)未払消費税		425
(4)預り金		7,295
(5)前受収益		8,133
	流動負債合計	2,695,562
2 固定負債		
(1)長期借入金		2,782,384
①県借入金		832,976
②金融機関借入金		1,909,870
③全国農地保有合理化協会借入金		39,537
(2)干拓地内整備事業留保金		141,109
(3)預り保証金		874
(4)退職給付引当金		158,727
(5)任意積立金		27,630
①建設改良積立金		27,630
(6)特定引当金		172,573
①価格変動引当金		172,573
	固定負債合計	3,283,300
	負債合計	5,978,862
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		
(1)基本金		336,100
	(うち基本財産への充当額)	(336,100)
2 一般正味財産		12,858
	正味財産合計	348,958
	負債及び正味財産合計	6,327,821

正味財産増減計算書

(一般会計)

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

科	目	金額
I	一般正味財産増減の部	千円
1	経常増減の部	
	(1)経常収益	
	①基本財産運用益	1,919
	受取利息	1,919
	②特定資産運用益	196
	受取利息	196
	③事業収益	254,969
	土地売却収入	62,056
	農用地等売却収入	62,056
	農用地等貸付収入	96,965
	受託放牧収入	95,947
	④受取補助金等	313,038
	県補助金	311,294
	全国農地保有合理化協会補助金	1,744
	⑤雑収益	57,669
	受取利息	18,260
	預金利息	720
	有価証券利息	741
	貸付金利息	16,798
	諸引当金取崩額等	21,149
	雑収入	18,259
	経常収益合計	627,794
	(2)経常費用	
	①事業費	280,572
	土地売却原価	70,124
	農用地等売却原価	70,124
	農用地等貸付費	82,465
	河北潟ふれあい農園設置事業費	504
	認定農業者リース事業費	1,643
	放牧事業費	88,667
	干拓地内生産団地整備事業費	16,151
	河北潟干拓酪農施設用地等管理費	10,168
	業務費	10,738
	除却損	111

②管理費	342,210
一般管理費	326,225
退職給付費用	9,387
支払利息	6,598
経常費用計	622,783
当期経常増減額	5,011
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
① 他会計繰入額	14
経常外収益計	14
(2) 経常外費用	
① 価格変動引当金繰入額	4,950
経常外費用計	4,950
当期経常外増減額	△ 4,935
当期一般正味財産増減額	75
一般正味財産期首残高	12,783
一般正味財産期末残高	12,858
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	336,100
指定正味財産期末残高	336,100
III 正味財産期末残高	348,958

(「経営規模拡大助成金特別会計」は省略した。)

(石川県農業開発公社の概要)

石川県農業開発公社は、石川県の農業の発展と農業者の福利の増進を図ることを目的に昭和45年に設立され、農地保有合理化事業並びに畜産振興事業を主な柱として活動し、現在に至っている。

農地保有合理化事業は、農地の中間的保有機能を持つ公的機関が、農地の売買や賃貸借事業を行うことによって農地の流動化を促進し、意欲のある農業者の規模拡大を支援するとともに農地利用の効率化を図ろうとするものである。

農業開発公社は、農地保有合理化事業のうち農地売買等事業を主に行い、その実施に当たっては離農、規模縮小農家から農用地等を買入れ、または借り受けて、認定農業者等に売り渡すまたは貸し付けることになる。農業者は、当該事業を利用して農業開発公社に農地を譲り渡した場合や農地を貸し付ける場合税制上の特例がある。これは譲り受けた農業者も同様である。

近年農地保有合理化事業はさまざまな課題を抱えるようになったため、農林水産省は農地保有合理化緊急売買促進事業（平成18年度から平成22年度）を行い長期保有地（農地保有合理化事業実施のため農地を取得したが取得に要した借入金の利息の国庫補助金による補助期間の5年を超えても売り渡されない農地をいう。）の売買促進を図った。

一方、畜産振興事業は、主に放牧場の管理運営事業を通じて健全な繁殖基礎牛を育成することにより、畜産農家の経営安定化・合理化を推進するものである。

全国の農業公社と状況は一見似ているようではあるが、よく検討すると、農業開発公社は、河北潟干拓地のかかえる様々な問題と切り離しては考えられないものとなっている。

(土地の取得)

- 1 昭和60年度国営干拓事業の未配分地201.5haを国から取得
- 2 昭和62年度離農家の農地を関係町の要請に基づき135.7ha取得
- 3 平成3年度から平成17年度にかけ河北潟干拓土地改良区による公売執行の対象農地130.9haを取得
1～3合計468.1haを取得した。

(土地の売却)

- 4 昭和61年度から平成22年度までに219.7haを売却した。

(土地の現在)

- 5 現在248.4haを保有し、そのうち241.3haを一時貸付により利用している。
なお、残りの7.1haについては、一部市民農園に利用するなど農業開発公社が直接管理している。

また、平成 22 年度で国営事業の負担金の償還が終了した。

6 干拓地離農者（増反地）の土地の取得（平成 14 年度からは行っていない。）

かつて農業開発公社は、河北潟干拓土地改良区が土地の購入者から集めている毎年の負担金の滞納金回収のため土地の差し押さえを行い公売に掛けた際、落札のなかった土地を、随意契約で購入していた。しかし平成 13 年度包括外部監査において農業開発公社の農地保有合理化事業による土地の取得と言えない旨指摘があり、増反地の取得は平成 14 年度からは行っていない。（平成 17 年度には、酪農団地の施設、飼料畑の取得分がある。）

7 河北潟干拓酪農施設用地等の取得

河北潟酪農団地の入植者 22 戸（28 セット）のうち平成 22 年度末までに 10 戸（12 セット）が離農し内 6 セットを農業開発公社が所有している。

農業開発公社保有面積

施設用地 2.5ha

飼料畑 44.2ha

合計 46.7ha

決算書 475,435 千円

酪農の新規就農者や規模拡大農家が見込めず農業開発公社保有牧場の売り渡しは進んでいない。

8 干拓地内生産団地等償還対策資金貸付金の農業開発公社一部負担

河北潟干拓地内の農家は、乳価や農産物価格の低迷等の影響から所得が減少し、河北潟干拓土地改良区に対する賦課金の償還に滞納が発生し、その額は年々増加している。

河北潟干拓土地改良区は、市中金融機関からの借入により県に対する分担金を完納してきたが、滞納額の増加に伴い資金調達が困難となったため石川県から平成 8 年度から平成 19 年度までに 606 百万円の借入を行った。さらに平成 20 年度から平成 22 年度までに農業開発公社から 162 百万円借入（但し、もとは県から公社への貸付）を行った。

9 このほか農業開発公社は償還金支払のため干拓地酪農家へ干拓地内整備事業貸付金として 727 百万円貸付を行っている。

10 農業開発公社は、石川県から以下の借入れをしている。(金額は平成22年度末残高)

(干拓地農家償還対策資金として)

干拓地内生産団地特別対策資金貸付金	512	百万円
同貸付金(酪農経営の安定のため)	833	百万円
干拓地内生産団地等償還対策資金貸付金	162	百万円(貸付金3 農業政策課)

(農業開発公社保有土地簿価に金利がのり簿価を増加させないための無利子貸付)

干拓地内農地保有資金貸付金	543	百万円(貸付金1 農業政策課)
干拓地内生産団地施設管理資金貸付金(酪農施設簿価抑制)	469	百万円(貸付金2 農業政策課 年末残高は0円。同上の理由による。)
国営農地開発資金貸付金	244	百万円(貸付金4 経営対策課 年末残高はいわゆるころがし貸付の為0円となる。)

このように、農業開発公社は、河北潟干拓事業に欠かせない法人となり、その財務内容は先に示すような現状である。

また、農地保有合理化法人といっても同法人の保有土地は、河北潟関連の長期保有農地がほとんどとなっている。

また、農業開発公社は、かつて金沢競馬場の受託管理事業を行っていた時期はあったが、平成13年3月31日当該事業は、当時財団法人石川県民ふれあい公社へ委託されたため、農業開発公社では廃止され、その一方で、平成17年度には競馬事業に物件を貸し付けるなどの事業を行っているが、干拓地国営償還金の返済の終了した現在は農業開発公社の役割や業務について整理・検討が必要な時期にきていると思われる。

(監査結果)

(1) 石川県の貸付金の回収可能性について (意見)

このように農業開発公社が現状に至ったのは河北潟干拓事業がさまざまな問題を抱えていたからである。河北潟干拓地がこのような状況になったのはひとえに昭和 45 年 2 月の開田抑制通達のため、干拓地農家で米作が加工米を除き今日までできなかったからである。県は河北潟干拓地農業について県民にその問題点を情報公開し石川県の抱える問題に県民の理解を得、事実上回収が難しくなっている貸付金等の債権についてその処理を検討する必要がある。

(2) 干拓地内生産団地整備事業貸付金元利未収金に対する貸倒引当金の設定について (指摘事項)

平成 22 年度末における流動資産の未収金の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

未収金名	金額
1. 雑収入未収金	900,807,399
2. 干拓地内生産団地整備事業貸付金元利未収金	759,356,837
3. 受託放牧料未収金	32,962,650
4. 受取補助金等未収金	19,401,943
5. 農用地等貸付料未収金	286,280
合 計	1,712,815,109

雑収入未収金の内訳

干拓地内生産団地整備事業の延滞利息 882,784,533 円

干拓地内生産団地整備事業により資金の貸付を受けた農家からの返済滞納額(元利合計)に対する延滞利息である。干拓地内生産団地整備事業資金貸付規程第 11 条により、滞納額に対して年利 14.6%が毎年加算され、平成 23 年 3 月末では 882 百万円と巨額に膨らんでしまった。そもそも計算基礎が延滞債権なので、回収見込みはまったくない。よって、未収金と同額の 882,784,533 円を貸倒引当金に計上している。このため、正味財産への影響はない。

役員給与の林業公社負担分 18,015,094 円

農業開発公社と林業公社を兼務している役員及び職員 4 名の給与を両公社で半分ずつ負担することになっている。その 4 名の年間給与の半額を 3 月末に林業公社に請求した分である。

3月使用電気料

7,370円

放牧場の一部を他者に利用させているため、毎月電気料の応分負担を求めている。その3月分である。

派遣職員労災保険料

402円

干拓地内生産団地整備事業により資金の貸付を受けた農家からの返済滞納金（元利合計）である。当会社では滞納金の回収を図るための努力、工夫をしてはいるが、農家を取り巻く経営環境が厳しくなっているため滞納額が増加し、平成23年3月末の滞納総額は759百万円と巨額になっている。

しかし、延滞債権であるにもかかわらず貸倒引当金は計上されていない。なお、この延滞債権が前項の干拓地内生産団地整備事業の延滞利息の計算元本になっている。

ここ3年間の各農家ごとの滞納率をもとに貸倒予想額を見積もったところ、その金額は667百万円であった。

このうち固定負債に計上されている「干拓地整備事業留保金」は貸付金の未収利息の貸倒引当金に相当するので、141百万円は引き当てられていることになり、526百万円の貸倒引当金が計上不足と想定される。

石川県農業開発公社引当金処理要綱には、干拓地内整備事業貸倒引当金は干拓地内生産団地整備事業貸付金に係る延滞金及び違約金の合計額を限度とすると規定されている。現在、農業開発公社が行っている経理処理は、延滞金については全額貸倒引当金が計上されているため、要綱の要件は充たしている。しかしながら、元の貸付金の元利合計については延滞債権であるにもかかわらず、要綱に規定がなく、貸倒引当金が計上されていない。今後、これらについては、適正な処理となるよう検討を行う必要がある。

（3）受託放牧料未収金に対する貸倒引当金の設定について（指摘事項）

農業開発公社の放牧場で農家から子牛を受け入れて預かり、成牛になるまで育てる事業を行っている。その際に既定の手数料を農家に請求するが、その料金が未収となっているものである。請求後間もない正常債権もあるが、延滞債権に該当するものもある。財産目録には貸倒引当金の内訳明細として受託放牧料貸倒引当金が3,877,644円と記載されているが、これはかつて能登牛生産引当金として計上していた残額を、その事業が終了したためそのまま引き継いだものであり、受託放牧料未収金の延滞債権について貸倒予想額を見積もった金額ではない。

ここ 3 年間の各農家に対する請求金額の回収状況をもとに貸倒予想額を見積もったところ、その金額は 21 百万円であった。よって、18 百万円の貸倒引当金が計上不足と想定されることから、適正な貸倒引当金を計上するなど、適正な処理となるよう検討を行う必要がある。

なお、石川県農業開発公社引当金処理要綱には、受託放牧料貸倒引当金は受託放牧料未収金のうち 5 カ年を超えた額の合計額を限度とすると規定されている。受託放牧料未収金の中には 5 カ年を超えるものがかなり存在するが、その金額を農業開発公社では算出しておらず、要綱に沿った経理処理が行われていない。また、5 カ年を超えるという基準では貸倒引当金の額が結果的に回収不能となる金額よりかなり小さくなってしまおうと思われるため、本監査で貸倒引当金の必要額を試算する際は 2 年を超える延滞債権に対しては 100%、1 年を超える延滞債権については 50%を貸倒予想額とした。

(4) 農用地等貸付料未収金の内容について（指摘事項）

農地貸付料について長期にわたり未収金として計上されていたものがあり、詳細の把握がなされていなかった。

286,280 円と小さい金額ではあるが、今後については、引継ぎ事務を確実にし、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 農用地全体について（意見）

貸借対照表（財産目録）の農用地等

農用地	一般農用地	31,260 千円
	能登農用地	233,994 千円
	河北潟農用地	2,960,318 千円
	合計	3,225,572 千円

農用地等の売買状況全般について（総論）

最近の動向としては、一般農用地の取扱高は6～7千万円で以前と比べて低調であり、能登農用地は平成21年度より年に2件と5年ぶりに売上げが生じており、河北潟農用地については、酪農農地も含めて6年間売上げは全くなしという状態である。

また、過去5年間の予算は第3次農地保有合理化事業推進プラン（平成18～22年度）平成18年3月公社作成（以下「推進プラン」という。）を基に作成されており、推進プランの最終年度である平成22年度は、以下のとおりである。

	推進プラン：面積 (ha)	平成22年度当初予算：面積 (ha)	平成22年度当初予算：金額 (千円)	平成22年度補正予算：金額 (千円)	平成22年度実績：金額 (千円)	平成22年度実績：面積 (ha)
一般農用地	100/5年 =20	20	360,000	個別の予算は、なし	62,709	7.2
能登農用地	40/5年 =8	8	32,451	個別の予算は、なし	2,370	3.6
河北潟農用地	25/5年 =5	5	77,285	個別の予算は、なし	0	0
合計	165/5年 =33	33	469,736	75,470	65,080	10.8

上記の通り、推進プランの5か年計画の面積を1/5にしたものを基にして当初予算が組まれている。

明らかに当初予算に対して実績は低調（金額ベースで当初予算469百万円に対して実績は65百万円であり、面積ベースでは予算33haに対して実績は10.8haに過ぎない）である。

また、この傾向は推進プランの初年度からのことであり、5年間の面積ベースでは、予算165haに対して実績は48.6haであり、達成率は29.5%である。

ただし、当初予算は県の損失補償枠を取るためのものに過ぎず、最終的には、

年度終了直前に実績に応じた補正予算によって実績に近い予算となるのが、通常の運営上の成り行きであり、なんら問題はないとも言えるかもしれない。

しかしながら、このような状況であるにもかかわらず、少なくとも推進プランの5年間にわたって、農業開発公社自身の力では解決できない点もあり、困難な状況に直面している事実を農政関係者に説明し、そして理解していただき、県とともにこの農用地をどう売却していくか、抜本的な対策を取るべきである。

推進プランの中の10ページには、V 事業の進捗管理等という項目をとり、以下のように記載されている。

「この農地保有合理化事業推進プランに定められた事業については、その進捗の適切な管理を行うとともに、農業を取り巻く環境や状況の変化等に対応できるよう、必要に応じてプランの見直しを行うものとする。」

この進捗の適切な管理と環境等に対応するプランの見直しが行われるべきであったにもかかわらず、そのような管理と見直しは全くなされておらず、この5年間は予算達成に向けて推進プランの中の施策を行ったとは言い難い状況である。

具体的には、一般農用地については、売り手は多数いても買い手がないので売買実績が以前と比べて低調である。

能登農用地については、いくらまでディスカウントし、いつまでに売却してしまうのかを計画し、これをもとに実行していく必要があると考える。

また、河北潟農用地は、この推進プランの5年間に1件も売れなかったことからみても、利用制限のある農地（田としてではなく、畑としてしか利用できない。）に対する販売価格が見合っていないといえる。

利用制限の変更や販売価格の見直し等抜本的な方向性の変更も必要と考える。

特に、河北潟農用地を販売可能な価格までディスカウントする場合には、おそらくは売却損が予測されることから、農業開発公社をどうしていくのかを考える大きな変革の時を迎えていると考える。

ちなみに、公益法人関係者（県も含む）にとって喫緊の課題としては、平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連三法による公益法人制度改革であり、具体的には、従来の公益法人は平成20年12月1日から5年以内に、公益社団・財団法人か、一般社団法人等への移行の申請を行わなければ、平成25年11月30日をもって解散したものとみなされるのである。

この改革についても、当該公社が今後どの種類の法人として存続し、活動していくのかという点についても、指針なり方向を出す時期に来ている点からも、早急な対応が望まれる。

(6) 収支計算書の作成について（意見）

(5) 総論でも記述したが、推進プランと予算に対しての実績というとらえ方を公益目的を遂行する公益法人として重視すべきである。そのためにも収支計算書の作成が必要であると思われる。

現実には、収支計算書の予算書（当初）は事業年度開始前の3月に理事会及び総会で承認を受け、また補正予算書は事業年度の終了直前の3月下旬に理事会及び総会で承認を受けており、予算の承認の手続きについては問題ない。

しかしながら、実績ベースでの収支計算書が作成されていないことから、当初、補正予算と実績の比較が内部的にできない状況であり、今後、収支計算書を作成することが適当である。

平成16年度の公益法人会計基準で、確かに収支計算書は財務諸表からはずれたが、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合わせ）において引き続きその作成は必要である。

また、公益法人とは、予算に照らし合わせて公益目的を達成するために日々の活動を行っていくものであることから、公益目的の達成状況の確認と収支の金額において予算と決算（実績）を比較して適切かどうかの確認も必要である。

したがって、当然に決算（実績）での収支計算書を作成し、予算決算（実績）比較を行い、この場合農業開発公社の当初予算と補正予算の差が著しく大きいので予算については当初と補正を比較するような工夫が必要かと考える。とにかく、最も大事なことはこの収支計算書を利用することで、当年度の結果をフィードバックして、来期につなげていくことだと考える。

(7) 支払利息の土地価額算入について（指摘事項）

河北潟農用地については、従来より支払利息相当分を取得価額に加算しており、平成23年3月31日時点の貸借対照表価額は、29.6億円のうち6.1億円がその部分を構成している。

したがって、その部分を期間費用として費用化せずに取得価額に混在し現在に至っている状況である。

今後発生する利息は、期間費用とするなど適正な処理となるよう、検討を行う必要があると考える。

(8) 農用地の時価評価について（意見）

農業開発公社は、平成16年度の公益法人会計基準を適用しており、農用地の簿価は取得価額のままである。

参考：平成16年度基準では、以下の規定である。

3 資産の貸借対照表価額

(4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とすることができる。

この基準を拠り所として、時価が下落していることが明らかであっても評価損を計上していない。

農業開発公社の今一番必要な開示情報はこの農用地が実際いくらで売れるのか、つまりは時価であり、そうなるといくらの評価損が計上され、その結果、純資産はどういう状況かということであろう。

この点からも付属明細書に注記するなど説明責任はあるのではないかと考える。

ちなみに、公益法人会計基準はその後改正され、最新の平成20年度基準では以下のように規定されている。

3 資産の貸借対照表価額

(4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。

変更点は、平成16年度基準では低価法が選択適用できるものであったが、平成20年度基準においては強制適用されることとなった点である。

したがって、農業開発公社が拠り所としている基準はいずれ新基準を適用するときには低価法を強制する必要がある、この新基準が既に施行されていることから世間の一般常識としては時価評価がスタンダードになっているという点も考慮する必要がある。

(9) 河北潟酪農用地の会計処理（意見）

河北潟酪農用地に対して平成 21,22 年度に県から補助金を受け入れているが、その補助金の対象は酪農用地である土地を減額し費用化した部分についてである。

具体的には、平成19年度以前にこの酪農用地に固定資産税等を費用化せずに取得価額に加算した処理（固定資産税4,884,649円、酪農組合賦課金 6,307,074円、合計11,191,723円）をしており、平成 21, 22 年度にその部分を土地から減額し費用化したものに対して補助金が支給されている。

平成19年度以前に固定資産税等を酪農用地の取得価額に加算した処理は不適切であり、平成21年度の6,124,617円と平成22年度の5,067,106円との合計11,191,723円に対して補助金を受け入れ、と同時にその部分を取得価額からはずし、費用としていることも不適切と考える。

今後は当然に固定資産税、酪農組合賦課金は期間費用として毎年度の費用とし、土地の取得価額に加算するようなことのないように処理する必要がある。

(10) 正味財産増減計算書の計上金額について（指摘事項）

正味財産増減計算書（自平成 22 年 4 月 1 日至平成 23 年 3 月 31 日）の農地等売却収入及び農地等売却原価の金額に誤りがある。

総勘定元帳の残高と正味財産増減計算書数値との比較は以下のとおり。

(単位:円)

	①一般農用地	②能登農用地	③=①+② 合計	④正味財産 増減計算書 数値	⑤=③-④ 差額
農地等売却収入	62,709,650	2,370,686	65,080,336	62,056,336	3,024,000
農地等売却原価	62,709,650	10,438,790	73,148,440	70,124,440	3,024,000

伝票を会計ソフトで入力した総勘定元帳での数値（上記表の①、②、③）と、④正味財産増減計算書数値に違いが見られる。

違いの原因は農地売却時に預り金を原価、収入に振り替えている点について伝票、総勘定元帳とも正しく処理されているが、その伝票 4 枚分について正味財産増減計算書には反映しなかったものである。

会計ソフトから出力した書類と財務諸表として作成する書類について、今後は両者間の数字の突合をすべきである。

(11) 価格変動引当金の設定根拠（指摘事項）

引当金処理要綱が存在し、これを根拠に財務諸表に計上されているわけであるが、この引当金を設けること自体に問題があると考ええる。

平成13年度の包括外部監査において指摘を受けて、以下引当金要綱について改正がなされている。

参考：引当金処理要綱改正（平成17年3月から施行）

（価格変動引当金）

第4条 価格変動引当金は、公社が保有する土地（以下「農用地」という。）の売渡しを円滑に実施するために設ける。

2 前項の引当金は、毎事業年度末に保有する農用地等の売渡し予定価額に100分の10を乗じて得た価額を限度とする。

3 第1項の引当金は、農地保有合理化事業等により生じた保有農地等の売払い等の処分により生じた損失を補てんする場合に取り崩すことができる。

過去2年度の状況は以下のとおり

（単位：円）

	期首残高	①当期増加額 (繰入額)	②当期減少額 (取崩し額)	③期末残高
平成21年度	173,667,752	6,502,156	6,223,551	173,946,357
平成22年度	173,946,357	4,950,638	6,323,463	172,573,532

①増加額（繰入額）は3月31日に河北潟干拓取得管理事業費の収支差額（収入－支出＝利益）相当額であり、この繰入額の根拠とはならない。

この点は、河北潟の利益でもって能登の損失をカバーしている様相ともいえるのではないかと。

②の減少額（取崩し額）は、能登農用地の売却損（売却原価－売却収入）の同金額を経常収益に計上するわけであるが、その結果、売却損が明確化されないことになる。

③の期末残高については、なんの根拠も存在しない。

そもそもこの引当金は引当金の定義に該当せず、設定する根拠はなく、また、会計事実を明らかにするという財務諸表の目的に反して、上記のとおり単に数字をゆがめるだけのものであり、取りやめを検討すべきかと考える。

(12) 競馬場の大型スクリーン等の会計処理について(指摘事項)

競馬場の大型スクリーン等を当初は競馬場(石川県)が財団法人畜産近代化リース協会からリース契約で借り受けていたが、リース料金が高く、競馬事業の収支を圧迫するとのことで、競馬事業の支払いを繰り延べるために平成17年3月に解約して、農業開発公社が県信連から借りて残債全額を畜産近代化リース協会に支払い、農業開発公社が所有者となり競馬場(石川県)にリースする形態を取るようになった。

1年ごとの賃貸借契約を毎年更新しているが、競馬事業は、採算が大幅に悪化した場合には、廃止判断もあり得るとされており、万一閉鎖された場合には農業開発公社が赤字を被ることになるが、県との協議では損失補填をするとの約束がある。

この取引について農業開発公社では、大型スクリーン等を有形固定資産計上せずに債権として下記の仕訳をしている。

以下の金額はリース契約の解約精算金である。

<平成17年3月>

(借方)

(貸方)

長期未収金 712,058,204円 / 長期借入金 712,058,204円

毎年度9月末と3月末に農業開発公社が返済する借入金の元金と利息の合計を、下記の仕訳でリース収入を計上している。

(借方)

(貸方)

普通預金 38,631,693円 / 農用地等貸付料収入 38,631,693円

石川県から受け取った資金を県信連への返済に充当し平成22年9月末と平成23年3月末に下記の仕訳をしている。

<平成22年9月>

(借方)

(貸方)

長期借入金 35,706,538円 / 普通預金 38,631,693円

支払利息 2,925,155円 /

<平成23年3月>

(借方)

(貸方)

長期借入金 35,988,799円 / 普通預金 38,631,693円

支払利息 2,642,894円 /

長期借入金のうちその年に返済のあった額を、年度末に長期未収金から減額している。

<平成 23 年 3 月>

(借方)

(貸方)

競馬用施設等貸付費 71,695,337 円 / 長期未収金 71,695,337 円

有形固定資産を取得しているのに長期未収金として債権の計上をするのは減価償却のない公会計の発想であり、(14)にも述べることと合わせ改める必要がある。

(13) 固定資産税の支払いについて (意見)

大型スクリーン等の償却資産の取得に伴い、固定資産税の支払義務が生ずる可能性がある。

地方税法第三百四十八条 (固定資産税の非課税の範囲)によれば、市町村は都道府県が公用又は公共の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができないが、ただし書きで「固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。」と定めている。なお、農業開発公社のこの固定資産の貸付はいわゆるリース契約ではなく、1年ごとに更新する賃貸借契約となっている。

現行法上、有償で貸付られている資産については、用途のいかんに関わらず固定資産税は課税されているのが現状である。

なお、現在農業開発公社では、固定資産税が課税されている資産は、棚卸資産となっている河北潟干拓地の土地と家屋のみである。

(14) 固定資産台帳の整備 (指摘事項)

貸借対照表の固定資産の部に記載されている建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品の残高について固定資産台帳を精査したところ、貸借対照表と対応しておらず、除却した資産についても記帳が無く、固定資産台帳は備え付けはあるものの実質的に機能していないと思われる。

固定資産台帳については、平成13年度の包括外部監査の指摘で新たに作成した資産明細集計表が存在したが平成19年度以降は更新しておらず、適正な管理であるとは、考えにくい状況である。

放牧場の運営に係る建物、機械装置等の固定資産については、石川県から全額補助金で7年間の分割払いで受け取ることができるが、取得価額を長期未収金にして入金した額を補助金収入としている。

資産の取得価額については一旦取得価額で計上するも結果的に取得価額全額を取得年度に一括して長期未収金に振替えている。

年度末にその取得価額の5%を再評価として計上し直している。

平成22年度に取得した機械装置727万円を例にとると下記のような仕訳をしている。

(借方) 機械装置 727万円 / (貸方) 普通預金 727万円

(借方) 長期未収金 727万円 / (貸方) 機械装置 727万円

(借方) 機械装置 36万円 / (貸方) 建設改良積立金 36万円
(年度末に再評価して資産計上)

(借方) 普通預金 605万円 / (貸方) 補助金収入 605万円

(借方) 畜産整備事業費 605万円 / (貸方) 長期未収金 605万円

正確な損益を算出する会計の意義を果たすため、さらには公益法人会計処理基準に適合するためにも取得価額で計上し減価償却計算をすべきである。

農業開発公社が所有せずに石川県との県有財産無償貸付契約書で使用している固定資産も相当数あり、当該資産については各資産の明細が契約書で明示されているが、前述したとおり石川県からの補助金で農業開発公社が取得し所有している資産については、固定資産台帳での適正な管理が望まれる。

(15) 消費税申告書の計算誤り (指摘事項)

特定収入の金額が正しくは27,236,722円であるのに、誤って前年度の金額の35,081,891円のままで計算してしまったため、消費税を本来の納税額より多く納付している。

更正の請求をすれば1年間は遡って還付請求が可能である。今後は、数字確認をしっかりと行うべきである。

(16) 県と出資団体の取引について (意見)

金沢競馬事業は、金沢競馬検討委員会(平成17年6月設置)の平成18年12月の提言を踏まえ、平成19年3月金沢競馬経営改善計画を策定し、平成19年度より3年間を計画期間として経営改善に取り組んできたところである。

平成 22 年 12 月に金沢競馬経営改善計画評価報告が作成され、石川県ホームページにて公開されている。

農業開発公社が大型スクリーン等を購入したのは、平成 17 年 3 月であり金沢競馬検討委員会設置前である。したがって当然購入そのものは、経営計画策定の前に行われたものである。

しかし、出資団体（今は農業開発公社）に団体本来の業務とは関係の薄い行為（今は競馬場設備を購入するという行為）を行わせることは、県としては、今後はより慎重に行うべきであると思われる。

別に記述したように、公益法人会計基準等の会計基準による処理であれば有形固定資産の取得として処理されるべきものであり、取得前に競馬事業において存在したリース債権を農業開発公社が引き継ぐものではないため、長期未収金として貸借対照表に計上されるべきものではない。一般的に、フローを重視した公会計においてはストック重視の貸借対照表を重くとらえず、このような処理が許されることは理解できるが、このようなストック軽視の考え方は改めていく必要がある。

加えて、このような処理がなされるときは、出資団体側（今は農業開発公社）でどのような問題が発生するか検討が十分になされる必要がある。

今回のケースでいえば、固定資産税、法人税や消費税などの検討が不十分である。更には、こうしたことについての法律関係について、例えその意図がなかったとしても結果として関係者の誤解を生じかねない状況にもある。

確かに農業開発公社が購入するまでは競馬場においてはリース契約であったが現在は 1 年ごとの賃貸借契約（「地方競馬用施設の賃貸借に関する契約書」—石川県と社団法人石川県農業開発公社が契約している。）となっており、リース契約ではなく賃貸借契約と言わざるをえない。

上記金沢競馬経営改善計画評価報告書の 10 ページにおいて「大型設備導入に当たってのリース債務残高の一括償還」との表現がされているものの、契約上は競馬場との一年ごとの賃貸借契約であるため、もし競馬事業が再契約をしないときは、法的には農業開発公社における設備購入用借入金残高について競馬事業は一括返還の義務はないことになる。

2. 財団法人 石川県林業公社

平成23年3月31日現在

科	目	金額
I	資産の部	千円
1	流動資産	
	(1)現金預金	140,633
	①預金	140,633
	(2)未収金	254,284
	(3)未収収益	82
	流動資産合計	395,001
2	固定資産	
	(1)基本財産	5,000
	①定期預金	5,000
	(2)その他固定資産	65,512,968
	①山林	2,760,113
	②分収森林資産	62,116,733
	③土地	555,493
	④車両運搬具	69
	⑤工具器具備品	616
	⑥電話加入権	50
	⑦投資有価証券	79,890
	固定資産合計	65,517,968
	資産合計	65,912,969
II	負債の部	
1	流動負債	
	(1)未払金	215,847
	(2)未払費用	278,558
	(3)預り金	521
	(4)仮受金	19,127
	流動負債合計	514,053
2	固定負債	
	(1)長期借入金	65,107,837
	①県借入金	27,226,318
	②日本政策金融公庫借入金	20,774,220
	③金融機関借入金	17,107,299
	(2)退職給与引当金	61,907
	(3)特定引当金	151,948
	固定負債合計	65,321,693
	負債合計	65,835,747
III	正味財産の部	
1	指定正味財産	5,000
	(うち基本財産への充当額)	(5,000)
2	一般正味財産	72,221
	正味財産合計	77,221
	負債及び正味財産合計	65,912,969

正味財産増減計算書
(一般会計)

自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	千円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	4
受取利息	4
② 事業収益	111,621
立木売却収入	14,015
種苗売却収入	145
受託事業収入	97,459
県受託事業収入	97,459
緑化センター受託料	10,355
県営林受託料	87,104
③ 受取補助金等	756,591
県補助金	659,557
森林整備交付金	97,033
④ 雑収益	27,344
受取利息	982
雑収入	26,361
⑤ 分収森林資産勘定振替	691,002
⑥ 山林勘定振替	19,039
経常収益計	1,605,603
(2) 経常費用	
① 事業費	801,889
造林事業費	701,201
公社有林管理事業費	3,082
県営林管理受託事業費	87,104
緑化センター管理受託事業費	10,500
② 管理費	803,686
一般管理費	188,781
支払利息	614,904
経常費用計	1,605,575
当期経常増減額	27
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	27
一般正味財産期首残高	72,193
一般正味財産期末残高	72,221
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,000
指定正味財産期末残高	5,000
III 正味財産期末残高	77,221

貸 借 対 照 表
(白山有料林道事業特別会計)

平成23年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	千円
1 流動資産	
(1)現金預金	52,493
①預金	52,493
(2)未収金	10,061
流動資産合計	62,555
2 固定資産	
(1)その他固定資産	1,264,181
①建物	67,737
②構築物	1,194,852
③車両運搬具	430
④工具器具備品	708
⑤電話加入権	451
固定資産合計	1,264,181
資産合計	1,326,737
II 負債の部	
1 流動負債	
(1)短期借入金	1,153,000
①金融機関借入金	1,153,000
(2)未払金	1,881
(3)未払費用	2,308
(4)預り金	314
流動負債合計	1,157,504
2 固定負債	
(1)長期借入金	286,944
①県借入金	159,140
②日本政策金融公庫借入金	127,804
(2)退職給与引当金	34,042
固定負債合計	320,987
負債合計	1,478,491
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	△ 151,754
正味財産合計	△ 151,754
負債及び正味財産合計	1,326,737

正味財産増減計算書
(白山有料林道事業特別会計)

自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	千円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	312,236
通行料	148,456
受託事業収入	163,780
県受託事業収入	163,780
ふるさと林道整備受託料	103,780
白山林道整備受託料	60,000
② 雑収益	3,112
受取利息	11
雑収入	3,101
経常収益計	315,348
(2) 経常費用	
① 事業費	198,409
白山林道維持補修事業費	34,629
ふるさと林道整備受託事業費	103,780
白山林道整備事業費	60,000
② 管理費	134,558
一般管理費	72,273
減価償却費	57,256
支払利息	5,029
経常費用計	332,968
当期経常増減額	△ 17,619
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 17,619
一般正味財産期首残高	△ 134,134
一般正味財産期末残高	△ 151,754
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	△ 151,754

貸 借 対 照 表
(分 収 育 林 事 業)

平成23年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	千円
1 流動資産	
(1)現金預金	9,021
①預金	9,021
(2)前払費用	538
流動資産合計	9,559
2 固定資産	
(1)その他固定資産	22,757
①分収育林資産	22,757
固定資産合計	22,757
資産合計	32,316
II 負債の部	
1 流動負債	
(1)その他流動負債	48
①仮受金	48
流動負債合計	48
2 固定負債	
(1)特定引当金	32,268
①分収育林引当金	32,268
固定負債合計	32,268
負債合計	32,316
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	0
正味財産合計	0
負債及び正味財産合計	32,316

正 味 財 産 増 減 計 算 書
(分収育林事業特別会計)

自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

科	目	金 額
I	一般正味財産増減の部	千円
	1 経常増減の部	
	(1) 経常収益	
	① 事業収益	46
	分収育林引当金戻入	46
	② 受取補助金等	183
	県補助金	183
	③ 雑収益	2
	受取利息	2
	経常収益計	232
	(2) 経常費用	
	① 事業費	232
	分収育林事業費	232
	経常費用計	232
	当期経常増減額	0
	2 経常外増減の部	
	(1) 経常外収益	0
	(2) 経常外費用	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	0
	一般正味財産期首残高	0
	一般正味財産期末残高	0
II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
III	正味財産期末残高	0

(1) 石川県林業公社の概要

【設立の趣旨と経過】

石川県林業公社は、民法第 34 条に基づく財団法人として昭和 41 年 10 月 18 日設立した。当時の私有林面積は 259,000ha 余、人工林は 69,000ha、人工林率は 26%に過ぎず、全国平均を大きく下回っていた。

特に里山を除くと、林業に対する依存度が高いにも関わらず人工林化が遅れ、低質広葉樹林を主体とした森林構成となっていた。

一方、林業の状況は、国民経済の急速な伸展に伴って、労働力の農山村から都市への流出による林業労働力の不足に加えて、賃金の高騰による造林資金のひっ迫等により、森林所有者の経営意欲が低下して造林事業の停滞が危惧されてきた。

県では、このような背景から、私有林を中心に計画的、集団的に人工造林を拡大するなどの対策をとり、森林資源を造成するとともに、県土の保全、水資源のかん養、農山村の振興と地域住民の福祉の向上等に寄与するため、公益法人として林業公社を設立した。

林業公社の発足と同時に第 1 期公社造林長期計画が樹立され、昭和 61 年度までに 10,000ha の拡大造林が計画された。この計画は 4 年早く目標の達成をみたが、県の造林計画目標の達成や森林所有者からの期待が大きいことから、第 2 期公社造林長期計画として 5,000ha が計画され、平成 8 年度をもって 93%を達成することができ、今日に至っている。

また、石川県と岐阜県を結ぶ白山スーパー林道の管理運営をはじめ、県の委託による緑化センターの施設管理業務を実施しているほか、森林整備法人としての分収育林事業等を推進してきた。

(2) 事業の概要

1 分収造林事業

林業公社は公益法人として昭和 41 年に設立され、国の造林推進施策の一環として、独自では効率的な森林整備が困難な多数の土地所有者と分収造林契約を締結することにより、団地化による効率的な造林を実施し、山村地域の振興や雇用機会の創出並びに森林の有する公益的機能の維持増進に寄与してきた。

第 1 期公社造林長期計画（昭和 42 年度から昭和 61 年度）では目標造林面積 10,000ha に対し、昭和 57 年度末で 9,973ha の造林を行い、計画より 4 年早く目標を達成した。

引き続き、昭和 58 年度に第 2 期公社造林長期計画（昭和 58 年度から平成

14年度)を策定し、造林面積8,500haを目標に実施してきたが、昭和62年7月に全国森林計画が改定されたことに伴い、第2期公社造林長期計画の見直しを行い、造林の終期を平成22年度まで延長するとともに、目標造林面積を5,000haに縮小し、以降、年次計画に基づき4,027haの造林を行ってきた。

しかし、事業費の多くを借入金に依存していることや外材の大幅な輸入増加、木材価格の低迷など社会経済環境の変化による極めて厳しい経営状況が見込まれることから、新植を平成8年度で取りやめるとともに、長伐期・大径材化による収入の増加を図るため、土地所有者との話し合いにより契約の存続期間を当初の45～55年から60～80年に変更するよう進めるとともに、経費削減の徹底を図るなど経営努力を続けてきた。

また、平成14年12月に策定された石川県行財政改革大綱の課題を受け、有識者からなる「分収造林事業の経営改善に関する検討会」を設置し、長期収支見通しの試算、造林地の管理主体のあり方、県等の財政支援による支払利息の軽減、林業公社の経費削減の徹底や分収比率の見直し等による収入の増加策、他県と連携した国等への支援要請の強化などの課題について議論を積み重ね、平成17年2月に「分収造林事業の経営改善計画」を取りまとめた。

現在、林業公社の造林地は、331団地、土地所有者延べ6,388人、面積13,731haとなり、本県人工林面積の約14%を占めているが、今後も保育施業の継続が必要であり間伐や枝打ち等を効率的かつ適切に実施することで、森林の公益的機能の維持増進と将来の伐採収入の確保を図ることが求められている。

林業公社は、森林整備の担い手として課せられた役割を着実に果たしていくため、関係者の理解と協力を得て、「経営改善計画」の実施に鋭意取り組んでいる。

2 公社有林事業

林業公社有林は、公社財産を造成するとともに、県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の多様な公益的機能の高度発揮及び地域林業経営の模範となるモデル林の造成を目的として、県内6市町で476haを取得し、それぞれの経営目的に沿って管理している。

3 分収育林事業（緑のオーナー制度）

平成 6 年、本県で開催された全国育樹祭を契機として、県民の森林に対する関心の高まり等に対応し、県民参加による森林づくりを推進するため、分収育林事業を実施している。

林業公社が、成育途上にある造林地を対象に、その後の育林費を負担してもらう費用負担者（緑のオーナー）を募り、森林の管理を行い、緑のオーナー、土地所有者の三者が共同して森林を育て、この森林から得られた収益を契約に従って分け合う制度である。

平成 6 年度は輪島市門前町鬼屋地内、平成 8 年度はかほく市笠島地内、平成 9 年度は七尾市中島町河内地内の公社造林地を分収育林地として、県内外から「緑のオーナー」を募集し、分収育林契約を締結している。

実施年度		平成 6 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
森の名称		門前名水の森	笠島の森	能登中島河内の森
森林	樹種・林齢	スギ 20 年生	スギ 27 年生	スギ 30 年生
	面積	2.85ha	2.00ha	2.00ha
契約内容	口数	50 口	35 口	35 口
	契約期間	平成 6 年 ～平成 41 年	平成 8 年 ～平成 36 年	平成 9 年 ～平成 34 年

4 白山林道事業

白山林道は森林開発公団が石川県白山市と岐阜県白川村を結び、白山地域の未開発森林資源の開発を目的として、昭和 42 年に着工した。同時に県は、多目的な幹線林道として利用するため、2 車線化の事業を公団に委託し、昭和 51 年に完成した。

同年に公団から県へ、県から林業公社に移管され、昭和 52 年から有料道路として岐阜県と連携しながら管理運営をしている。林道は白山国立公園を横断して、新緑・紅葉が清流に映える蛇谷溪谷や「日本の滝 100 選」に選ばれた姥ヶ滝、ふくべの大滝など大小さまざまな滝群や山頂付近のブナの原生林、白山の眺望など見どころも多く、訪れる人々に楽しまれている。

区 間 石川県白山市から岐阜県白川村
 延 長 33,331m (石川県 18,591m 岐阜県 14,740m)
 幅 員 6.5m (全線 2 車線)

5 受託事業

緑化センター（羽咋郡志賀町字火打谷）59ha

県民が緑に囲まれた環境でゆとりと潤いのある快適な生活が送れるよう、緑化の推進を目的として昭和 57 年 4 月石川県林木育種場に石川県緑化センターが併設され、以降、石川県において管理運営されてきたが、平成 8 年度以降石川県から管理を受託している。

主な施設	
緑化樹苗畑	9.6ha
採種・採穂園	14.1ha
樹木見本園	1.6ha
県有林	29.8ha
建物等	4.0ha

6 全国的な林業公社の経営等に関する近年の動向

林業公社の経営対策及びこれを踏まえた今後の森林整備のあり方を検討するため、平成 20 年 11 月から、総務省、林野庁、地方公共団体で構成する検討会を開催し平成 21 年 6 月最終報告書が公表された。以下に引用する。

①経営状況等の実態把握・開示

「林業公社については、最新の公益法人会計基準を早期に適用することとし、その際、投資を行ってから利益を得るまでの期間が長期にわたるといふ林業の特殊性等を踏まえ、森林資産の時価の具体的な算定方法について検討を行う。その上で、林業公社の経営状況及び資産債務の状況について議会に説明するとともに、住民に積極的かつ、わかりやすい情報開示を行うべきである。」

②林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討

「経営が著しく悪化した第三セクターについては、その存廃も含めた集中的な改革が求められていることから、都道府県においては、林業公社に係る「改革プラン」を策定し、確実に実行する必要がある。存続する林業公社に係る「改革プラン」においては、具体的な経営改善策や必要となる公費負担を明らかにした上で、林業公社が将来にわたり継続的な経営が可能となることを客観的に示す必要がある。」

③経営対策

「林業公社においてはコスト削減、分収割合の見直し等県においては無利子貸付、利子補給、管理費の補助等の取り組みを行う。」

その後、上記①の情報開示の検討を行うため平成 21 年 12 月 14 日全国森林整備協会内に「林業公社会計基準策定委員会」が設置され森林資産に係る会計処理を中心に検討がなされ平成 22 年 7 月に中間報告を経て、平成 23 年 3 月 17 日林業公社会計基準（案）が公表された。

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的に、公益法人制度改革が行われた。

従来の公益法人には、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があるが、平成 20 年 12 月 1 日の新制度施行後

5 年間は特段の手続きをとることなく従来と同様の法人（特例民法法人）として存続できる。ただし、平成 25 年 11 月末の移行期間終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となるので注意が必要である。

林業公社においては、白山有料林道事業特別会計が債務超過のため公社全体として債務超過の状態であり、新しい公益法人等に移るには債務超過の解消が必要である。

H23. 3. 31 現在（正味財産）

一般会計	77,221 千円	
白山有料林道事業 特別会計	<u>Δ151,754 千円</u>	
差し引き	Δ74,533 千円	（全体正味財産）

(監査結果)

(1) 退職給与引当金の計上基準 (意見)

平成 23 年 3 月末の退職給与引当金残高は、林業公社全体で約 96 百万円である。退職給与引当金の計上基準は、期末退職給与の要支給額の 50%となっている。この期末退職給与の要支給額は定年・勸奨退職（いわゆる会社都合退職）の退職手当支給率により計算されている。なお、50%としていることについては明確な根拠はない。

合理的な会計手法に基づく退職給与引当金の残高を算出すると、いわゆる簡便法と呼ばれる自己都合退職による要支給額の 100%を採用すれば 136 百万円となり、退職給与引当金は 40 百万円不足していることになる。また、林業公社に中途退職が少なく現在の在職者もかなり勤続年数が長いことを考慮すると、定年退職を前提で計算して、支給時期が将来であるため割引現在価値で評価する方法も合理的である。その場合の退職給与引当金の必要額は 154 百万円となり、現在の数字は 58 百万円の不足となる。

いずれにせよ、現在の退職給与引当金の計上基準には合理性がないため改善が必要である。

(2) 雑収入の表示 (指摘事項)

平成 22 年度一般会計の正味財産増減計算書における雑収入の内訳は、次のとおりである。

美しい森林推進事業	21,000,000 円
事務所管理費負担金	5,265,419 円
立木補償事務費	60,868 円
農林漁業まつり展示費用立替	17,430 円
送電線鉄塔使用料	13,405 円
保安林損失補償金	4,598 円
計	26,361,720 円

このうち、美しい森林推進事業 21 百万円については林業公社が美しい森林推進協議会と業務委託契約を結んで実施している事業の収入である。よって、雑収入ではなく事業収益の中で美しい森林推進事業受託料として計上することが適当である。

(3) 分収森林資産時価情報について (意見)

① 分収森林資産、山林、土地について総論として

分収森林資産についての毎期の処理：発生した造林費、管理費（借入金利息を含む）の合計額から補助金額を控除した金額を分収森林資産振替額として正味財産増減計算書の経常収益に計上し、他方貸借対照表の分収森林資産に振り替えられ増額される。

山林についての毎期の処理：発生した公社有林管理事業費（借入金利息を含む）から補助金額を控除した金額を山林勘定振替額として正味財産増減計算書の経常収益に計上し、他方貸借対照表の山林に振り替えられ増額される。

土地については、従前は借入金利息等を振替により増額していたが、近年は売買以外の増減はなし。

過去3年の推移は以下のとおりである。 (単位：円)

	平成 21. 3	平成 22. 3	平成 23. 3
分収森林資産	60,678,459,191	61,432,350,078	62,116,733,824
山林	2,721,405,242	2,741,073,699	2,760,113,378
土地	555,992,107	555,493,603	555,493,603
合計	63,955,856,540	64,728,917,380	65,432,340,805

	増減(平成 22-平成 21)	増減(平成 23-平成 22)
分収森林資産	753,890,887	684,383,746
山林	19,668,457	19,039,679
土地	△498,504	0
合計	773,060,840	703,423,425

従来は規範となる林業公社会計基準は存在しなかったもので、上記のような会計処理が慣習的に行われてきた。

このように事業費、管理費等を長期に渡りストックされた資産の貸借対照表価額と実際に売却する木材価額と比較してどうなっているのか、つまり現時点で含み損(評価損)が出ていないのかという情報は重要であることから、開示する必要があると考えられるが、平成 23 年 3 月時点まで、時価情報が開示されていないことから資産情報と併せて開示に努めるべきである。

平成 23 年 3 月に制定された「林業公社会計基準」は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から適用することとなっており、林業公社は現在進行年度から適用することとなっている。

当公社の今一番必要な開示情報は、森林資産が実際にいくらで売れるのか、そうなるといくらの評価損が計上され、純資産はどういう状況かということ

であろう。

まずは、客観的な時価情報から現時点の正確な状態を公表し、森林所有者とともに森林そのものの将来をどうすべきか、また、この林業公社をどうしていくのかという方向性を示し、それに基づいた対策をとることが必要であろう。

このように時価情報についての公表が必要と考えられるが、現時点の林業公社会計については以下のようになっている。

林業公社会計基準の制定について、平成23年3月17日の林業公社会計基準策定委員会で以下のように説明がなされている。

6 森林資産の固有の会計処理

(3) 森林資産の減損処理

■森林資産情報の注記による開示

- ・森林資産に関する情報を適時、的確に提供し、そのリスク等への対策を早期から取り組むことが極めて重要であるといえる。
- ・こうした観点から、森林資産の現時点における回収能力に関する情報を注記事項として開示することとする。・・・適時にその回収能力を「回収能力見込額」として注記することとする。
- ・標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行うものとする。回収能力見込額の算定は、現時点の丸太市場価格を基に算出した将来の立木販売収入に、補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を現在価値に割り戻した価額とする。
- ・併せて、経営改善策等の情報を注記する。この場合、回収能力見込額が帳簿価額を下回る場合には、その対策等について記載する必要がある。

林業公社会計基準注解では、以下のように規定されている。

(注25) 森林資産情報の注記について(抜粋)

- ・・・標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行うものとする。その算定は、現在の丸太市場価格を基に、将来の立木販売収入の見込額に補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り戻した額とする。・・・

財務諸表標準様式

(標準様式IV)財務諸表に対する注記において、以下の項目で記載例がある。

- 5 資産の評価に関する事項
 (3) 森林資産情報に関する事項
 ① 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額
 ② 経営改善策等の情報

② 参考として、平成 20 年度基準公益法人会計基準

- 3 資産の貸借対照表価額
 (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

このように時価情報についての記載は存在する。

上記を踏まえて、以下林業公社の植栽状況を見てみると、林業公社の植栽自体は昭和 42 年から開始し、平成 8 年まで継続してなされ、それ以後はなされなくなり、現在造林面積は 13,731ha である。

当初から 5 年間の造林面積は以下のとおりである。

(単位:ha)

	昭和 42 年	昭和 43 年	昭和 44 年	昭和 45 年	昭和 46 年
造林面積	183	275	318	648	759
累計面積	183	458	776	1,424	2,183

上記の植栽状況から林業公社では当期もしくは来期には、当初植栽したものが 45 年を経過（杉標準伐期齢は 45 年）することとなり、林業公社会計基準によれば、森林回収能力見込額の注記が必要となり、その後毎年その公表すべき面積と金額は増加していくこととなる。

併せて、経営改善策等の情報の注記が必要となり、さらに、回収能力見込額が帳簿価額を下回る場合には、その対策等について記載する必要がある。

すなわち、当期からその情報開示が必要であり、おそらくは回収能力見込額が帳簿価額を下回ることが予測される。

このように、今まさに林業公社にとって会計上の情報開示について変革の時を迎えているといえ、この開示すべき時価情報から林業公社の実情を的確につかみ、その現状分析を基に林業公社が今後どのように管理・運営を行っ

ていくのかという検討が望まれる。

(4) 今後の経営計画の情報開示（意見）

林業公社は平成 17 年 2 月に「分収造林事業の経営改善に関する検討会」でとりまとめた経営改善計画が 5 年経過したことから、平成 23 年 2 月に長期収支試算の見直し検討を行った。

その結果は、経営改善策を推し進めることで、平成 87 年までに収支は 448 百万円の黒字となるとの報告である。

しかしながら、これは多くの予測要因を前提にしていることから収支がマイナスになるリスクも多分にある感がする。

上記についての平成 22 年度の事業報告の抜粋は以下のとおりである。

「・・・平成 23 年 2 月に「分収造林事業の経営改善に関する検討会」で長期収支試算の見直しについて検討いただいた結果、今後さらなる経営改善策として、分収比率の着実な取り組み、民間金融機関への利払いの軽減、効果的なつなぎ資金の調達ができれば、平成 87 年までに収支はほぼ均衡し、長期的に見て経営が改善するとの提言をいただき、これに基づき鋭意取り組むこととしております。」

文面からはこの計画は検討会より提言頂き、この計画に従い鋭意努力することで収支は均衡するということが読み取れる。

しかしながら、この事業の計画終了時である平成 87 年まではこれから 64 年も先のことであり、また、総収入 1,002 億円、総支出 998 億円の結果の差引残高が 4.4 億円ということから、この収支差額が総収入に比べて 0.4%と極めて少額であり、その一方で不確実な要素が多い点は、否めない。

次に、林業公社サイドで実施できることは、大きくは分収比率の変更と経費の削減であり、これを達成しても伐採収入（特に木材の売値）については林業公社では管理不能であるから、計画通りに収支均衡となるとは限らないのである。

予測した売値が下振することもあり、そうなれば、その分が収支マイナスとなり、林業公社の返済資金不足は結局、県への借入金残高として残ることになる。

また、民間金融機関からの借入金を県からの無利子借入に切り替えることは、表面的には林業公社にとって支払利息はなくなり、その分費用が減少することにはなるが、結局、県に借入れの肩代わりをしてもらったにすぎないことから、県と林業公社を一体とし、石川県の森林事業にかかる費用として見た場合と、さほど変わらない。

この借換えを行うことで県は林業公社の資金不足を全て貸付金で補填する点もこの計画の大きな側面である。

つまりは、この計画を進めたが、予測数値の変化により林業公社の収支がマイナスとなり、県への借入金の返済資金不足となり、結局は県への借入金残高が残ってしまうリスクがあることを、さらに県民に説明する必要がある。

(5) 収支計算書の作成について（意見）

決算（実績）収支計算書が作成されていない。

収支計算書の予算書（当初）は、事業年度開始前の3月に理事会で承認を受け、また、補正予算書は事業年度の終了直前の3月下旬に理事会で承認を受けており、予算の承認の手続きについては問題ない。

しかしながら、実績ベースでの収支計算書が作成されておらず、当初、補正予算と実績の比較が内部的にできない状況である。

特にこの一般会計については、正味財産増減計算書が前述のとおり当年度の費用のほとんどを資産勘定に振り替えることで、計算書としての機能が大きく減殺されていることから収支計算書の分析がより重要となると考える。

平成16年度の公益法人会計基準で、確かに収支計算書は財務諸表からはずれたが、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）において引き続きその作成は必要である。

また、公益法人とは、予算に照らし合わせて公益目的を達成するために日々の活動を行っていくものであることから、公益目的の達成状況の確認と収支の金額において予算と決算（実績）を比較して適切かどうかの確認も必要である。

したがって、当然に決算（実績）での収支計算書を作成し、予算決算（実績）比較を行い、この場合林業公社の当初予算と補正予算の差が著しく大きいので予算については当初と補正を比較するような工夫が必要かと考える。

とにかく、最も大事なことはこの収支計算書を利用することで、当年度の結果をフィードバックして、来期につなげていくことだと考える。

(6) 土地台帳及び財産目録における土地面積（指摘事項）

財産目録において、土地の面積の平成21年度の売却分を減額していない。土地は、平成22年3月31日金沢河川国道事務所に1,557.83 m²を498,504円で売却しており、その金額は貸借対照表より減額しているが、土地台帳及び財産目録の実測面積は変更しておらず、平成23年3月31日時点でも以前のままである。

土地台帳及び財産目録の実績面積は 1,557.83 m²を変更し、平成 23 年 3 月 31 日時点は 4,754,785.17 m²とすべきである。

(7) 特定引当金である森林損害てん補基金について（指摘事項）

森林損害てん補基金設置要領が存在し、これを根拠に財務諸表に計上されているわけであるが、この引当金を設けること自体に問題があると考ええる。

平成 13 年度の包括外部監査において「特定引当金計上基準の再検討が望まれる。」との意見があり、当該要領について検討はなされたが、具体的な改正はなく、従前のままとなっている。

要領より抜粋

- 第 1 植栽後 6 年以後の公社造林について、造林木の損害をてん補するために、森林損害てん補基金の積立て及びてん補の方法について定めるものとする。
- 第 2 この基金の積立ての最高限度額は、2.5 億円とする。
- 第 3 毎年度基金として積み立てる額は、2 齢級及び 4 齢級の当初林齢の森林国営保険の 5 年分の一時払込み保険料金の 50%の金額を基準として、予算の定めるところによる。
- 第 4 この基金は、造林木の損害てん補のみに取崩しするものとする。
- 第 6 この基金から生じた果実は、次の定めるところにより、予算に計上の上処理するものとする。
 - (1) 果実は、基金の最高限度に達するまで、毎年度基金に繰り入れるものとする。

過去 3 年度の状況は以下のとおり

(単位：円)

	期首残高	①当期増加額 (繰入額)	②当期減少額 (取崩し額)	③期末残高
平成 20 年度	149,183,018	898,458	0	150,081,476
平成 21 年度	150,081,476	911,556	0	150,993,032
平成 22 年度	150,993,032	955,500	0	151,948,532

①の増加額（繰入額）は積立金の運用益である受取利息分を繰り入れているが、この受取利息額と森林損害てん補に因果関係は全く存在しない。

②の減少額（取崩し額）は、上記のとおり過去 3 年間とも 0 円である。

③期末残高は、要領に記載の最高限度額である 2.5 億円以下ではあるが、具体的に森林損害てん補の要因となる根拠はない。

そもそもこの引当金は引当金の定義に該当せず設定する根拠はなく、また、この要領でも基金と表示しており、引当金という文言は使用されていない。

したがって、この引当金の取りやめを検討すべきかと考える。

ただし、要領の目的のために積み立てた有価証券と定期預金等は、特定の目的のために用途等を課された資産であることから特定積立資産として記載（管理）していくことが望ましいと考える。

分収育林事業特別会計

(8) 分収育林引当金について（指摘事項）

当該引当金の設定根拠となる引当金設置要領は存在せず、何を根拠に財務諸表に計上されているか不明であり、また、この引当金を設けること自体に問題があると考ええる。

過去 3 年度の状況は以下のとおり

(単位:円)

	期首残高	①当期増加額 (繰入額)	②当期減少額 (取崩し額)	③期末残高
平成 20 年度	33,009,459	0	662,111	32,347,348
平成 21 年度	32,347,348	1,957	34,715	32,314,590
平成 22 年度	32,314,590	0	46,584	32,268,006

①増加額（繰入額）、②の減少額（取崩し額）は、当年において分収育林事業が損失となる場合には同金額の当該引当金を取崩し損益を 0 円とし、また逆に利益となる場合には同金額の当該引当金を繰り入れることで損益を 0 円とする。

すなわち、分収育林事業で発生した損失あるいは利益を 0 円とするために減少（取崩し）または増加（繰入）を行ったに過ぎず、繰入等の根拠は全く存在しない。

また、③の期末残高は当初オーナーから集めた金額（@300 千円×120 名=36,000 千円）からこれまでに事業費等で使った分が減少した残高に過ぎず、なんの根拠も存在しない。

そもそもこの引当金は引当金の定義に該当せず設定する根拠はなく、また、林業公社にも設定を根拠とする要領も存在しないことから、改善を検討すべきかと考える。

3. 財団法人 いしかわ農業人材機構

(概要)

① 所在地 金沢市鞍月 2-20

② 設立目的

石川県の農業・農村が地域社会に果たしている役割の重要性に鑑み、営農改善やむらづくり等に取り組んでいる農業者及び農業生産組織の諸活動を援助するとともに、活力のある農業・農村づくりとそれを支える県民を含めた幅広い農業人材の育成確保をはかることにより、農業・農村の振興と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(監査結果)

(1) 新規就農者に対する融資制度について (意見)

国の就農研修資金貸付制度は月 5 万円以内で認定就農者に無利子で貸し付ける制度である。認定就農者制度は、これから就農しようとする人が、いつ、どこで、どのような農業をはじめようとするのかといった目標と、その実現のための研修や資金調達などを就農計画として作成し、この計画について県知事が認定する制度である。この制度は「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づいて行われ、認定された人を「認定就農者」という。認定就農者のメリットは様々あるが、その一つが就農のための研修や準備、施設及び機械の購入に活用できる無利子資金である就農支援資金の融資を受ける資格である。

いしかわ農業人材機構では、この国の制度に基づく就農研修資金として教育施設等における研修として月 5 万円以内の貸付制度を設けている。この対象経費は石川県の認定就農者に対する融資制度資料によっても、授業料、教材費、視察研修費、実習衣服費、資格取得費、宿泊費等である。法の趣旨からいってもそうと考えられる。現状は基本的に 60 万円が貸し付けられている状況である。

当機構の「就農支援資金貸付基準」 5. には次のように規定されている。

就農支援資金貸付基準

5. 貸付額の決定

- (1) 貸付額は、資金の主旨を尊重し就農を促進するため、原則として申請額どおりとする。
- (2) 石川県知事による就農計画認定の前提があるため、対象経費は就農するために必要な社会通念上の経費とし、対象品目等の指定は行わない。
- (3) 借受人からの使途についての領収書の提出は求めないものとする。

大変就農者に有利な内容となっている。この貸付制度の在り方では、従来から、貸付審査時に申請額の内容について十分な精査が行われていたとは言い難く申請額どおりの貸付がなされていたことは、言い換えれば、貸付額に過大なものがあつたと言わざるを得ない。

今後は、当該基準を見直すとともに、当機構貸付金業務取扱規則第3条に基づき、貸付対象事業費を審査して査定すべきである。

(2) 石川県就農者育成資金貸付金制度について (意見)

県では(1)に追加して「石川県就農者育成資金貸付金制度」も用意している。この制度も無利子であり月5万円を限度としている。したがって認定就農者は月10万円の無利子貸し付けを受けることが可能であり、今の制度の運営状況では過大な貸付制度といえる。

(3) 事業の効果測定について (意見)

いしかわ農業人材機構は、農業に関する総合相談窓口として平成21年4月に設立された新しい組織であり、農業人材の創出・育成を主たる目的として様々な先進的な取り組みを行っている。

実施している事業を大別すると5つに分けられ、平成22年度の事業報告によれば、それぞれの事業実績は以下のようになっている。

① 農業人材窓口事業

窓口相談 597件、就農相談会 15回

② 農業人材マッチング事業

就農希望者の営農定着支援 7名で延べ相談回数 22回

農業インターンシップの実施 5名

求評懇談会 開催2回で出展者 62名、受注懇談会 開催2回で出展者 120名

③ いしかわ耕稼塾運営事業

就農希望者向け受講者 95名、農業者向け受講者 322名、農業の応援団向け受講者 936名

④ 担い手支援センター事業

経営相談 36団体、経営講習会 4回で46名、指導者研修会 6回で373名、経営分析 120件

⑤ 農業人材育成受託事業

いしかわ農林漁業人材雇用創出事業の受託 新規雇用者 50名、地域農業人材育成事業 新規雇用者 65人

このように多様な活動を行っているが、それぞれの事業の効果測定や行われている個別行為の効果測定について、今のところ明確な指針を持っていない。例えば、①農業人材窓口事業において、窓口相談を受けた人のその後の就農状況について当機構では把握していない。県の他の部門で新規就農者はキャッチしているので、その情報を利用しての効果測定は可能であろう。また、②農業人材マッチング事業での研修録音テープの文書化配付や③いしかわ耕稼塾運営事業における研修のコーディネーターの活用といった試みに資金を使っているが、その効果についての検討はされていない。

我が国において、農業の活性化は重要な課題であり、その中で当機構が行っている事業は高い価値を持つと思われる。様々な取り組みに工夫を凝らすことは大いに結構であり今後も引き続きの試行錯誤、努力を期待する。それとともに、現在行っていることの効果測定の重要性を認識し、それぞれの事業において指針を持つことが必要であると考えます。

4. 社団法人 石川県金沢食肉公社

貸 借 対 照 表

平成23年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	563	700	△ 137
未収金	15,147	19,839	△ 4,692
流動資産 合計	15,711	20,540	△ 4,829
2. 固定資産			
(1)基本財産			
基本財産	60,000	60,000	
基本財産 合計	60,000	60,000	
(2)特定資産			
退職給付引当資産		170	△ 170
特定資産 合計		170	△ 170
(3)その他固定資産			
構築物	4,332	4,762	△ 429
車両運搬具	113	113	
什器備品	188	188	
機械設備	5,512	6,392	△ 879
機械装置	49	49	
電話加入権	100	100	
その他固定資産 合計	10,297	11,606	△ 1,309
固定資産 合計	70,297	71,776	△ 1,479
資産合計	86,008	92,317	△ 6,309
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	53,434	67,292	△ 13,858
預り金	563	700	△ 137
短期借入金	15,418	904	14,514
流動負債 合計	69,416	68,897	518
2. 固定負債			
長期借入金	54,000	54,000	
退職給付引当金		170	△ 170
固定負債 合計	54,000	54,170	△ 170
負債合計	123,416	123,067	348
III 正味財産の部			
一般正味財産	△ 37,407	△ 30,749	△ 6,658
正味財産合計額	△ 37,407	△ 30,749	△ 6,658
負債及び正味財産合計	86,008	92,317	△ 6,309

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常増減の部			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	112	240	△ 127
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	0	0	
③ 事業収益			
部分肉処理施設使用料	20,732	20,732	0
とさつ解体手数料	122,293	125,430	△ 3,136
廃棄物処理手数料	10,809	11,296	△ 486
格付業務手数料	8,558	8,670	△ 112
格付業務委託料	4,229	4,363	△ 134
と畜検査手数料	25,914	26,295	△ 380
全廃枝肉処理料	1,954	1,854	99
廃豚協力金	1,313	1,404	△ 91
原油高騰協力金	131	7,530	△ 7,399
④ 受取補助金等			
金沢市補助金	32,060	38,795	△ 6,735
その他補助金		1,000	△ 1,000
管理受託収益	187,196	171,091	16,104
⑤ 受取寄附金			
⑥ 雑収益			
雑収益	27,491	25,323	2,167
経常収益 計	442,797	444,031	△ 1,233
(2) 経常費用			
① 管理費	87,981	88,504	△ 522
② 事業費	364,163	354,586	9,577
経常費用 計	452,144	443,090	9,054
当期経常増減額	△ 9,347	941	△ 10,288
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
特定資産評価益	2,689		2,689
経常外収益 計	2,689		2,689
(2) 経常外費用			
特定資産評価損		2,519	△ 2,519
特定資産評価損		2,519	△ 2,519
経常外費用 計		2,519	△ 2,519
当期経常外増減額	2,689	△ 2,519	5,208
当期一般正味財産増減額	△ 6,658	△ 1,577	△ 5,080
一般正味財産期首残高	△ 30,749	△ 29,172	△ 1,577
一般正味財産期末残高	△ 37,407	△ 30,749	△ 6,658
II 正味財産期末残高	△ 37,407	△ 30,749	△ 6,658

概要

石川県内唯一の食肉解体施設である石川県金沢食肉流通センター（以下「センター」という。）は、石川県、金沢市がそれぞれ 25%出資する社団法人石川県金沢食肉公社が協定期間 1 年間の「石川県金沢食肉流通センターの管理に関する協定書」を施設設置者の金沢市と締結し、指定管理者として管理運営にあたっている。センターの敷地については、その大半が石川県の所有で、金沢市への無償貸付となっている。また、建物は金沢市の所有で、共に公社の会計処理上、固定資産として計上されていない。なお、公社はセンターの施設の大半を金沢市の公の施設として管理を行い、残りの一部を事務所として使用しており、この事務所分については、金沢市へ施設使用料を支払っている。

石川県金沢食肉公社は県民に対し安全で安心な食肉を提供し、県内畜産振興に寄与しているが、平成 16 年 4 月の新センター設置以降、BSE 対策や施設の維持管理費が増大し、厳しい経営を余儀なくされている。とくに近年は平成 22 年度の口蹄疫、平成 23 年 3 月東日本大震災後の解体頭数減少や、施設の老朽化による修繕費の著しい増加など公社を取り巻く経営環境は非常に厳しいものがある。

主に業者を通じ県内の畜産業者が牛や豚を持ち込み、センターで解体処理を行っている。

公社の決算書を見ると受取補助金等に金沢市補助金 32,060 千円が計上されているが、そのうち15,000千円は、石川県が市へ補助金として支払うことにより負担している。（補助金 26 石川県金沢食肉公社経営改善対策費補助金である。金沢市は公社の赤字見込み額を現行の管理委託料の他に補助金として交付する。県はこの補助金部分の 2 分の 1 を金沢市に助成する。県は平成 21 年度以降は 15,000 千円を限度としている。）

補助金

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
金沢市 (うち県負担)	67,743 (29,000)	38,795 (15,000)	32,060 (15,000)

次に管理受託収益 187,196 千円は、修繕受託収入 50,978 千円と指定管理料収入 136,218 千円からなる。

修繕受託収入は、平成 21 年 2 月 26 日締結の石川県と金沢市との確認書に従い、修繕費の 3 分の 1 を石川県が負担している。平成 21 年度は 10,859 千円、

平成 22 年度は 16,166 千円となっている。また、石川県金沢食肉流通センター防疫設備整備事業については、平成 23 年 3 月 16 日付の協議書に従い 2 分の 1 を負担しており、平成 22 年度において消毒ゲート分として石川県が 1,238 千円負担している。

修繕委託収入

(単位:千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
金沢市 (うち県負担)	— —	32,578 (10,859)	50,978 (16,166) (1,238)

指定管理料

(単位:千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
金沢市	128,598	138,514	136,218

貸付金

(単位:千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
金沢市	14,000	85,000	27,000
石川県	14,000	14,000	14,000
県信連	13,000	13,000	13,000

(監査結果)

(1) 退職給付引当金の計上不足 (意見)

公社は退職給付引当金を計上していない。職員の退職時に退職金処理している。

公社は、社団法人石川県金沢食肉公社職員退職金支給規程を定めている。そこでは中小企業退職金共済法により職員退職金を支払うことになっており拠出以後に追加的な負担が生じないので同法の制度に基づく要拠出額である掛金をもって費用処理をすることで現在は足りるのであるが公社がこの制度になったのは平成 18 年 4 月 1 日からであり平成 18 年 3 月 31 日において在職していた職員については、同支給規程附則第 3 条により上記共済とは別に公社が支払い

を要する退職債務がある。その分 43 百万円を退職給付引当金として計上することが必要である。

(2) 有形固定資産の計上基準（意見）

会社の会計規程第 8 条では有形固定資産について、減価償却の処理を規定しているが近年は固定資産の計上実績がない。しかし、直近 3 カ年では以下のような大きい金額の取得のもので、取得年度に、一度に費用処理されているものもあり、有形固定資産としての計上基準を明確にしておくことが必要である。

平成 20 年 10 月溶接機	302,232 円
平成 22 年 7 月送気マスク	159,600 円

第5章 補助対象団体（概要及び監査結果）

1. 河北潟干拓土地改良区

（1）河北潟干拓地の概要

終戦から昭和30年代までは、疲弊した国内の操業生産力の向上を図り、絶対的に不足していた国民の食糧を確保するため、食糧増産がわが国農政の大きな課題となっていた。これに基づき、沿岸部における干拓事業と丘陵・山間地域における農地開発が強力に実施された。

河北潟沿岸市町においても、水田の拡大と水害常襲地帯である沿岸既耕地（3,275ha）の排水改良を目的に昭和38年に国営河北潟干拓建設事業が着工された。

しかし、昭和40年代に入ると、米余りが顕在化したことで、昭和45年に開田抑制通達が出され、本事業においても昭和52年に水田から畑に計画が変更された。

昭和54年から畑地の配分が開始され、一部の畑地においては暫定的に営農が順次始められるとともに、畜産団地の整備が農用地開発事業団により着手された。

昭和60年に暗渠排水を基幹工種とし、農道舗装など二次的整備のための県営土地改良総合整備事業が着工され、平成10年に完成した。

また、昭和61年には、国営干拓建設事業及び公団事業が完了し干拓地において本格的な営農が開始された。

総事業費283億円、干拓総面積は1,356ha、うち農地として畑地が853ha、飼料畑が218ha、施設用地55ha、道路・堤防敷地230haが造成された。

（2）河北潟干拓地事業等の沿革史

年	月	内 容
昭和38年	8月	国営河北潟干拓事業着手
45年	2月	開田抑制通達
52年	11月	水田から畑・特殊畑・酪農などに変更
54年	6月	第一土地配分の開始
60年	3月	河北潟干拓土地改良区設立認可
	4月	県営土地改良総合整備事業の着手
61年	3月	干拓事業及び公団事業の完了
	4月	農地の本格的営農が開始

平成 10年	3月	県営土地改良総合整備事業の完了
17年	4月	加工用米作付け承認
23年	3月	河北潟干拓建設事業国営償還金完納

団体の概要

名称	河北潟干拓土地改良区
代表者	理事長 矢田富郎
設立年月日	昭和 60年 3月 13日
構成員	構成員総数 組合員 299名(平成 23年 4月 1日現在)
設立の目的	国営河北潟干拓建設事業および県営土地改良総合整備事業によって造成された土地改良施設のうち、国から管理委託を受けた揚水機場・樋門および譲与を受けた水路・道路・工作物・防災施設ならびに県から譲与を受けた工作物などの施設を適正に管理するとともに、施設の整備及び開発を図り、当該施設の機能を十分に発揮させ、もって干拓地農業の生産性の向上および農業構造の改善に資することを目的とする。
事業の内容	かんがい施設維持管理。支線排水路・支線道路及び防風林の維持管理。土地改良施設の補修及び改修。

財産目録

河北潟干拓土地改良区
資産の部

(単位:千円)

流動資産		1,022,569
1. 現金及び預金	42,142	
2. 未収入金		
賦課金(元金)	939,674	
過怠金	40,753	
	980,427	
	小計	980,427
特定資産		192,957
1. 職員退職給与積立金見返預金	30,871	
2. 国営干拓建設事業地元負担金 繰上償還金積立金	43,715	
3. 地区除外等決済金積立金	3	
4. 基金積立金	118,228	
5. 基本財産	140	
固定資産		73,802
1. 土地	68,740	
2. 車輛	5,062	
資産合計		1,289,328

負債の部

(単位:千円)

長期負債		40,753
1. 日本政策金融公庫借入金 (県営土地総合整備事業)	40,753	
短期負債		911,000
1. 借入金		
石川県(生産団地償還対策資金貸付金)	606,000	
(社)石川県農業開発公社	300,000	
北国銀行	5,000	
		<hr/>
	小計	911,000
特定負債		149,102
1. 地区除外等決済金	3	
2. 職員退職給与積立金	30,871	
3. 基金積立金	118,228	
負債合計		1,100,855

(財産目録は平成 23 年 5 月 31 日)

(監査結果)

(1) 財産目録について (意見)

財産目録について一般会計と特別会計の合算した総括表は作成されているが、一般会計と各特別会計についての個別の財産目録が作成されていないため、前年度繰越収支差額と当年度収支差額の合計が、当年度末の繰越財産という形で作成されていない。

平成 14 年度包括外部監査では、単式簿記に基づき収支計算を行っていたことなどから財産目録に不備が見られた。

- ①一般会計並びに各特別会計の財産目録も作成し、整合性を確保する。
- ②当年度収支差額が収支計算書と財産目録で一致させることにより記帳の正確性を確保する。
- ③財産目録については前年度末との連携を確保する。

以上の点を再確認して、上記意見通りに財産目録を作成する必要があると考える。

(2) 公益法人会計基準の採用について (意見)

土地改良区はその形体から公益法人の範疇に属する点、さらに固有の事情として河北潟干拓土地改良区が県からの多額の借入金を有し、また未収賦課金は納付期日を超えた遅延債権を多く含んでいることから、早急に現行の公益法人会計に準ずる複式簿記による貸借対照表と正味財産増減計算書等を作成するよう望まれる。

(改善策)

河北潟干拓土地改良区は独立の組織体であるが、干拓地の現状は農家の資金難から賦課金の期日内回収が遅延しており、そのため河北潟干拓改良区を支援するために県は多額の貸付けを行っている。(平成 22 年度末では石川県は 6.06 億円、石川県農業開発公社は 3 億円であり、合計で 9.06 億円) また、流動資産に計上されている未収入金(賦課金:元本分)は 9.39 億円あるが、そのうち平成 22 年度に期日が到来したものは 0.88 億円(期日が 1 年以内のもの)であり、それ以外の 8.5 億円はいわゆる遅延債権である。

河北潟干拓改良区においては、上記未収入金である賦課金を漸次回収し、その回収した金額を県に返済していくことになるのであるがこのままの状態が続けば、近い将来において回収可能な賦課金は減少し、県からの借入金が残存することになる。つまりは賦課金の未回収相当額が県への借入金の返済ができず

に残存することになることから、今後の賦課金の回収計画をもとに返済見込み金額及び遅延金額、そして県からの借入金残高の今後の推移という数字は県や県民にとっては非常に大事な情報であると思われる。このようなことから、農林水産省が示す新しい土地改良区会計基準を速やかに適用し、県や県民にとって必要と思われる情報を積極的に開示するという姿勢が必要と考える。

(3) 備品台帳記載漏れ（意見）

備品台帳は存在するが、平成 22 年度分を確認したところ、備品が財産目録に計上されていないほか、備品台帳への記載漏れが確認された。

現状、備品台帳に記載されているのは一般会計収支決算書第 1 款第 2 項第 15 備品費に分類したもののみであり、第 3 款事業費に分類されている備品については備品台帳に記載していなかった。

支出に基づき取得した備品に該当するものは、備品台帳に記載する必要があるとともに、その備品台帳に基づき定期的に点検を行うなど適切な管理を行うことが望まれる。

また、財産目録への計上及び備品台帳への記載は必要である。

(4) 土地の取得価額の計上（意見）

他の団体から取得した土地について、取得額（売買契約額）ではなく、国営河北潟干拓建設事業償還金の元金分だけが財産目録に計上されている。

また、土地の取得と同時に寄付により無償で取得した建物 20 件も財産目録への記載がない。

通常、土地取引が行われる場合、その売買契約価格に売り手及び買い手双方が納得し売買契約が成立するものである。よって、債務を伴う土地の購入者にとっては、取引時の価格(支払額)が土地の取得価格になるところであることから、土地代と負債を両建てで財産目録に計上することが望ましい。

また、土地の取得と同時に取得した建物 20 件のうち条件を満たすものについては、財産目録に無償取得物件としての記載があってもよいのではないかと考える。

(5) 貸付金の収入支出未計上について（意見）

関連団体に対しての貸付けについて、契約書及び承認の稟議書は存在せず、また、貸付けの返済は収入ではなく、支出の戻りとして処理されている。

関連団体はいずれも河北潟干拓改良区が事務局を管理していることから貸付を行った状況である。

仮に貸付を行うのであれば、用途、返済計画などを稟議もしくは会議による承認をもって、契約を締結する手続きが求められるものであり、その支出と収入は両建てで収支計算書に記載する必要がある。

参考 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見について、一覧できるよう表形式で掲載する。

区分	項目	ページ
第3章 農林水産業に関する 補助金等 II 監査結果 1. 農業政策課	(1) 農業委員会費補助金 ①実績報告書の記載について (意見)	34
	(2) たくましい担い手経営育成事業補助金 ①効果測定の指標 (意見)	36
	(3) 農業開発公社事業促進費補助金 ①予算額と執行額の乖離 (意見)	39
	(4) 産地競争力強化事業費補助金 ①事業実施による効果測定の指標 (意見) ②事業目標値の評価 (意見)	41
	(5) 庁舎管理等委託料 ①委託金額について (意見)	44
2. 経営対策課	(1) 地籍調査費負担金 ①石川県の地積調査進捗率 (意見)	46
	(2) 国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金 ①実績報告書の記載について (意見)	48

3. 農業基盤課	(1) 直接執行事業（農業農村整備事業費） ①完成検査写真について（意見）	50
4. 森林管理課	(1) 海岸林等再生事業費補助金 ①工事写真について（意見）	51
	(2) 種苗確保委託料 ①石川県緑化センターのあり方（意見）	54
	(3) 間伐推進事業委託料 ①本事業の公開のあり方（意見）	56
	(4) 森林組合等事業活性化促進資金貸付金 ①個別の貸付金額の判断基準（意見） ②金沢森林組合への貸付について（意見）	58
5. 石川県農業総合研究センター	(1) 庁舎管理等委託料 ①指名競争入札について（意見）	61
6. 石川県南部家畜保健衛生所	(1) 毒物・劇物管理（意見）	67
	(2) 重要物品（指摘事項）	67
	(3) 備品の点検（指摘事項）	67

6. 石川県南部家畜 保健衛生所	(4) 図書管理について (意見)	67
7. 石川県水産総合 センター	(1) 火災保険について (意見)	68
	(2) 支出管理について (意見)	68
第4章 農林水産行政に関する 出資団体 1. 社団法人 石川県農業開発公社	(1) 石川県の貸付金の回収可能性について (意見)	77
	(2) 干拓地内生産団地整備事業貸付金元利未 収金に対する貸倒引当金の設定について (指摘事項)	77
	(3) 受託放牧料未収金に対する貸倒引当金 の設定について (指摘事項)	78
	(4) 農用地等貸付料未収金の内容について (指摘事項)	79
	(5) 農用地全体について (意見)	80
	(6) 収支計算書の作成について (意見)	82

1. 社団法人 石川県農業開発公社	(7) 支払利息の土地価額算入について (指摘事項)	82
	(8) 農用地の時価評価について(意見)	83
	(9) 河北潟酪農用地の会計処理 (意見)	84
	(10) 正味財産増減計算書の計上金額について (指摘事項)	84
	(11) 価格変動引当金の設定根拠 (指摘事項)	85
	(12) 競馬場の大型スクリーン等の会計処理 について (指摘事項)	86
	(13) 固定資産税の支払いについて (意見)	87
	(14) 固定資産台帳の整備 (指摘事項)	87
	(15) 消費税申告書の計算誤り(指摘事項)	88

1. 社団法人 石川県農業開発公社	(16) 県と出資団体の取引について (意見)	88
2. 財団法人石川県 林業公社	(1) 退職給与引当金の計上基準 (意見)	102
	(2) 雑収入の表示 (指摘事項)	102
	(3) 分収森林資産時価情報について (意見)	103
	(4) 今後の経営計画の情報開示 (意見)	106
	(5) 収支計算書の作成について (意見)	107
	(6) 土地台帳及び財産目録における土地面積 (指摘事項)	107
	(7) 特定引当金である森林損害てん補基金に ついて (指摘事項)	108
	(8) 分収育林引当金について (指摘事項)	109

3. 財団法人 いしかわ農業人材機 構	(1) 新規就農者に対する融資制度について (意見)	110
	(2) 石川県就農者育成資金貸付金制度につい て (意見)	111
	(3) 事業の効果測定について (意見)	111
4. 社団法人 石川県金沢食肉公社	(1) 退職給与引当金の計上不足 (意見)	116
	(2) 有形固定資産の計上基準 (意見)	117
第5章 補助金対象団体 1. 河北潟干拓土地 改良区	(1) 財産目録について (意見)	122
	(2) 公益法人会計基準の採用について (意見)	122
	(3) 備品台帳記載漏れ (意見)	123
	(4) 土地の取得価額の計上 (意見)	123

1. 河北瀉干拓土地改良区	(5) 貸付金の収入支出未計上について (意見)	124
---------------	-----------------------------	-----